

令和3年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和3年3月15日 午後 1時28分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	宮嶋謙生
委員	久松公博
委員	小倉博一
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
教育長	大山隆雄
市長公室長	小松塚隆雄
市民部長	山内美則
保健福祉部長	君山悟
都市産業部長	鈴木芳明
政策経営課長	槌田浩幸
市民協働課長	中泉栄一
生活環境課長	廣原正則
国保年金課長	大久保勉
市民課長	関克明
健康づくり増進課長	川原場宗徳

都市整備課長	大久保 昌 明
農林水産課長	根 本 和 幸
観 光 課 長	貝 塚 裕 行

出 席 書 記 名

市 民 課	高 野 陽 子
子ども家庭課	吉 田 貴 紀
議会事務局	柏 崎 博 子
議会事務局	澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和3年3月15日（月曜日）午後 1時28分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第 7号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）
- (5) 議案第15号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- (6) 議案第16号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算
- (8) 議案第20号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (9) 議案第21号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- (10) 議案第27号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 午後 1時28分

○川村成二委員長

定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、進めていきたいと思えます。

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから12日に引き続き、令和3年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第7号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

市民部でございます。よろしくお願いたします。

初めに、議案第7号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集は25ページ、議案概要書7ページをお願いいたします。

当議案につきましては、先日の全員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、補足説明は特にございませぬ。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この前、資料として出された端末機のことをいうんでしょうかね。

○市民課長（関 克明君）

12月議会で補正いたしました端末機の内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

次に、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。
議案集は27ページ、議案概要書は9ページでございます。
当議案につきましても、先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございますので、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

中学生以下の医療費無料化を高校生、要は18歳まで拡大するということだと思いませんか。この財源についてはどのようになっているのでしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

これは一般財源でございます。

○佐藤文雄委員

具体的に中学までと高校生までの財源というか、金額はどのぐらいになると想定しているのでしょうか。中学校までと高校生までの金額の差異を教えてください。

○国保年金課長（大久保 勉君）

お答えをいたします。

今回の改正は令和3年10月からの改正予定をしております、いわゆる来年度の後半からということになりますが、現在見積もりで700万円を見積もりまして、その金額を新年度予算に計上をいたしてございます。

その中学生以下の分についてですが、今ちょっと手元にその区分がございませんでして、その高校生の拡大分の数字ということで700万円としてご回答させていただきます。

○佐藤文雄委員

全体の一般財源から、いずれにしても医療費の無料化の拡充を行うんですが、これまでの財源について、これはきちんと把握して答弁することが必要なんじゃないんですか。分かりませんか、これは問題なんじゃないんですか、どうですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時33分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ございません。単独分のマル福のうち、小児の分でただいまご質問にあった数字を整理をいたしまして、後ほど資料として提出をさせていただきます。申し訳ございません。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時37分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時37分]

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

資料というのは、いつも決算段階でもう出してもらってはいるんですよね。ですから、そういう具体的な資料と説明もお願いします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

ご指摘のとおり、資料を提出し説明をさせていただきます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、本議案につきましては保留といたしまして、次の審議へ移ります。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、市民部所管部分につきまして、初めに、市民協働課分を中泉課長から、次に、生活環境課分を廣原課長から、続いて、国保年金課分を大久保課長から順に説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

最初は、議案集53ページ、概要書23ページ。

2款1項2目03市民活動支援事業政策のところでは547万4000円減額補正させていただきます。その

内訳でございますけれども、1つは市民協働セミナー講師謝礼7万円を減額、これは新型コロナウイルスの影響により令和元年度から実施しておりました市役所職員向けのセミナーを先送りしたことによるものでございます。

続いて、協働のまちづくり指針・行動計画策定委員謝礼30万円と、同じく策定業務委託510万4000円を減額。これは、策定の工程の中で行政区や市民団体など市民を集めてまちづくりシンポジウムや市民広報委員などを登用する策定委員会など、できる限り市民の意見を取り入れた指針計画を目指しておりましたが、新型コロナウイルスの影響でこれらの開催が困難であると判断し、策定業務自体を先送りしたことによるものでございます。

続いて、議案集54ページ、議案概要書が24ページ。

2款1項10目02自治振興事業のところで保険料83万5000円を減額補正させていただきます。これは、令和2年度から導入いたしました行政区等活動賠償責任保険の契約差金によるものでございます。

その下、03自治振興事業（政策）のところでは、2つの補助金の不用額388万3000円を減額補正させていただきます。その内訳ですが、1つは地域集会施設整備費補助金358万3000円を減額。これは飯岡、上稲吉、下稲吉の3つの行政区から集会施設改修のための補助要望額が647万3000円出ておりましたが、それを予算計上しておりましたが、その中で下稲吉行政区からの申入れによりまして、事業を令和3年度に先送りしたことと、上稲吉行政区の予算計上額と実績額に差額が出たことによるものでございます。

もう一つは、行政区等コミュニティ活動の補助金30万円を減額。行政区内の交流や親睦などを目的に取り組むソフト事業に対する補助金55万円を予算計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、現段階では申請がゼロ件であるため、令和元年度実績と同数の5件分25万円を残し減額するものでございます。

最後になります。議案集55ページ、概要書が25ページ。

2款1項14目13移住定住・結婚支援事業（政策）のところでは、減額3件、増額1件、差引き32万5000円の減額補正をさせていただきます。その内訳ですが、まず婚活ボランティア謝礼15万円を減額。これは、婚活サポートセンターへの登録を促す有償市民ボランティアの導入のための予算でございましたが、新型コロナウイルスの影響などから制度の導入を見送ったものによるものでございます。

次の国際交流・多文化共生謝礼では34万円を減額。これは、外国人市民に日本語を教える日本語ボランティアを養成するための初級と中級の講座の講師謝礼、多文化共生講演会の講師謝礼、あとは外国人相談窓口で対応する通訳ボランティアの謝礼など合わせて50万円を予算計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により日本語ボランティア養成初級講座のみの実施となったため、その残額を減額補正するものでございます。

3つ目が、成立記念品13万5000円を減額。これは、婚活サポートセンターの事業を通して成立したカップルの動向を追跡するため、交際3か月、半年などの記念日にセンターに報告に来てくれたカップルに記念品を差し上げるものですが、新型コロナウイルスの影響により成立カップルの件数が想定より少なかったため、実際に支出した金額と今後の支出見込みを残した残額を減額するものでございます。

4つ目が、結婚新生活支援事業補助金、これは30万円を増額補正します。これは、年収や年齢の制限などはございますけれども、結婚を機に本市に移住し新生活を始める夫婦に対し補助金を交付する移住支援制度でございますけれども、当初見込んでいた3件よりも申請件数が増となったため、プラス1件分の30万円を増額補正するものでございます。

なお、この増額補正の歳入として、議案集49ページ、15款2項1目総務費国庫補助金の上から2番

目、地域少子化対策重点推進交付金のところに補助率が2分の1でございますので、15万円の歳入も併せて増額補正をさせていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

成立記念品が当初見込んだ件数よりも少なくなったと言いましたので、当初見込んだ件数と成立した件数、教えてください。

○市民協働課長（中泉栄一君）

これはカップリングパーティーを年に3回やっていたので、その都度の半年と1年なので、期限が別なんですけれども、それを合計して言いますと、半年記念というのが3回予定しておりまして、それが全部で24人で、1年記念が3回予定しておりまして20人という予定でありました。それで、今言っているのは人数で、その組数はちょうど半分になりますね。それぞれ結婚はしていないので1組カップルの方、それぞれにそういう記念品を差し上げていましたので、今人数で報告はさせていただいたんですけれども。

実際に執行しましたのは、半年記念の方が、見込みも合わせてですけれども10人、そして1年記念の方が2人ということになります。

○佐藤文雄委員

10人というのは5組、2人というのは1組ということですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから生活環境課分の補正予算概要について説明をさせていただきます。

議案概要書24ページをごらんいただきたいと思います。

ナンバー11になります。交通安全対策事業の光熱水費については341万3000円の減額としております。防犯灯の年間電気料におきまして、当初の想定よりも最終的な支出が少なくなる見込みとなったため減額するものでございます。

同じページのナンバー12、地域安全対策事業の防犯カメラ等機器保守点検委託については、50万6000円の減額としております。当初予算に対する契約差金を減額するものです。

27ページをごらんいただきたいと思います。

ナンバー35、湖北環境衛生組合運営事業の湖北環境衛生組合負担金については、59万4000円の減額としております。当初の想定よりも組合からの負担金請求額が減少したため減額するものです。

同じページ、ナンバー38、環境美化事業（政策）の市内一斉清掃収集業務委託については、137万円の減額としております。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内の一斉清掃実施を見送ったため

に減額するものです。

28 ページ、ごらんいただきたいと思います。

ナンバー39、一般廃棄物処理事業（政策）は、4323 万 9000 円の減額としており、新治地方広域事務組合衛生費負担金については、165 万 8000 円の減額としております。組合が実施する組合解散後の施設解体のための設計や測量の費用等が当初の見込みよりも減少したため、構成市の負担金も減額されるものでございます。

また、同事業、震台厚生施設組合負担金については、4045 万円の減額としております。組合が実施する新施設関連工事の費用等に変動があったため、構成市の負担金も減額されるものです。具体的に減額となった予算としては、令和元年度剰余金の精算金やごみ処理施設へ接続する東京電力系連携工事費負担金がございます。当負担金については、当初予算では鉄塔を新設として計上していたところですが、既設の鉄塔を改造することで減額となっております。増額となった予算としては、案内看板の設置費用や地域還元施設実施設計の変更費用となります。

また、生活環境課分の繰越明許費補正についてご説明をさせていただきます。

紙ベースで提出させていただいております議案集の 43 ページをごらんいただきたいと思います。

4 款 1 項の火葬場運営事業については、3291 万 6000 円の繰越明許費補正としております。石岡地方斎場組合への負担金に関するもので、もともとこちらの負担金の中には待合等の増設工事に係る費用が含まれておりましたが、組合において入札公告の見直しなどがあったため、工事全体の時期が遅れ、令和 2 年度では終わらない形となったことから、その部分に関連する構成市の負担金も繰越明許費の補正で対応することとしているものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生活環境課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

震台厚生施設組合の負担金が減額になった大きな要因というのは、いわゆる東電のあれは 4 億 3000 万ぐらいだったでしょうかね、当初ね。それが 4 億程度になったと、それは鉄塔を既存の鉄塔を使うからというご説明だったと思うんですが、その明細も後で文書で出してくれますか。今の理解でよろしいですか、まず。

○生活環境課長（廣原正則君）

当初予算につきましては、鉄塔の新設ということで約 4 億程度、3 億 9935 万 2000 円ということでございました。変更後につきましては 2 億 3014 万 6000 円ということで、補正額については 1 億 6920 万 6000 円ということでございます。

明細については提出をさせていただきます。

○川村成二委員長

佐藤委員に申し上げます。

ただいまの資料については、ガルーンへのデータの登録ということでよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

はい、よろしいです。

○川村成二委員長

そのほか質問はございますか。

○佐藤文雄委員

湖北環境衛生組合のほうの減額の要因は何ですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、説明としましては、組合からの負担金請求額が減少したため減額するということではございますけれども、実際には当初予算として提示をされました組合からの最終の金額が、本市の当初予算額に調整が間に合わなかったことから、その分差額として計上したということでございます。今回補正をさせていただくものでございます。

○佐藤文雄委員

それから、火葬場の運営事業で繰越明許がありました。これ発注そのものはかなり早かったんじゃないですか。落札した業者も決まっていたと、JBでしたか。それが何かいろいろな問題が起きたというのは、石岡のほうから聞こえているんですが、そこら辺の事情はお分かりですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは組合から伺っていますのは、令和2年の4月7日には入札の公告があったということで伺っております。同4月30日には延期の公告がございました。こちらの理由としましては、入札公告手続等に疑義が生じたためということで伺っております。次いで、6月18日には中止の公告になったということございまして、こちらの理由としましては、入札公告について見直しする必要が生じたためということでございます。その後、12月18日には条件付一般競争入札が実施されまして契約に至ったということで伺っております。

○佐藤文雄委員

令和2年の4月7日にはもう入札しているのに、それが6月18日に中止になって、見直しをして再入札で契約したということにどうもなっているようなんですが、そこら辺の流れと入札の結果について資料として提出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい、それでは提出をさせていただきます。

○佐藤文雄委員

ガルーンでいいですよ。

○川村成二委員長

では、後日、ガルーンへの掲載をお願いいたします。

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、国保年金課所管の部分についてご説明をいたします。

議案集のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案集の50ページをお願いいたします。

中段にございますが、16款の県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、この4節の国民健康保険事業費負担金209万7000円の減、さらにその下の第5節で後期高齢者医療事業費負担金113万円の減となっておりますが、こちらはそれぞれの事業におきます保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、

県負担分の減額をするものでございます。

続きまして、議案集の 51 ページ。

一番下の段になります。19 款繰入金、2 項特別会計繰入金、2 目後期高齢者医療特別会計繰入金、こちらで 223 万 2000 円の増。これは、後期高齢者医療特別会計の令和元年度から現年度への繰り越された繰越金、これを一般会計へ繰り入れるため計上をしたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

同じく議案集の 55 ページをお開きいただきます。

この 3 款の民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の 27 節で繰出金、こちらを 39 万円減しております。これは国民健康保険特別会計への繰出金ですが、歳入でご説明しました保険基盤安定負担金の確定によりまして、繰入額が確定したことによる補正となっております。

その 2 段下にありますが、後期高齢者医療特別会計繰出金 150 万 7000 円の減。こちらについても、同様の内容となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 15 号 令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第 15 号 令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、国保年金課、大久保課長から説明を求めます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

議案概要書 37 ページになりまして、議案概要書のほうで説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税を 1156 万 9000 円の減をしております。こちらは、実績値に基づきまして減額とするものでございます。

その下、繰入金、これは先ほどの一般会計でご説明をいたしましたが、繰入金が 39 万円減額となりましたので、同額が減となっているところでございます。

さらに繰越金、こちらは令和元年度から繰り越された繰越金、こちらが 5960 万 6000 円でございますので、増額計上をしたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、基金積立金、こちらに 4526 万 7000 円を増額し 5291 万円とし、これによりまして支払準備基金に積立てを行うこととしてございます。

その下、諸支出金につきましては、令和元年度の国保事業費納付金の精算金といたしまして 79 万 1000 円の返還が生じたことから所要額を計上したものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ございませんか。

○佐藤文雄委員

支払準備基金の積立事業ですけれども、これ当初がこれ補正前ですかね、764万3000円。今回の補正ということになっていますが、基金の積立では当初764万3000円でしたか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

補正前が764万3000円でございます。

○佐藤文雄委員

補正前は当初予算から764万3000円、今回の補正が4526万7000円ということになっていますが、ということは、この補正で支払準備基金が全体で幾らになったのでしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

まだ積立てを行っておりませんので、積み立てる前の金額となりますが、現在約1億7000万円の基金残高となっております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第16号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、国保年金課、大久保課長から説明を申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

議案概要書のほうで説明をさせていただきます。

38 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございますが、繰入金、こちらは先ほどの一般会計でもご説明をいたしましたが、150 万 7000 円を減しておりましたので、その同額の減ということになります。

繰越金ですが、こちらは令和元年度から繰り越された繰越金、こちらを計上したもので 223 万 2000 円を増してございます。

続きまして、歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは 150 万 7000 円を減しております。関連をさせていただきますが、保険基盤安定負担金の確定に伴った納付金の減ということでございます。

その下の諸支出金 223 万 2000 円の増、こちらは先ほどの歳入の繰越金の分を一般会計へ繰り入れるため計上をしたものでございますので、同額ということになります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算につきまして、初めに市民協働課に係る事業について、次に生活環境課、続いて国保年金課、最後に市民課に係る事業について、それぞれ担当課長から順次説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課所管の予算の説明をさせていただきます。

まずは、歳入のほうから、予算書のほうで説明をさせていただきます。

予算書 17 ページ、下から 7 行目です。

15 款 2 項 1 目地域少子化対策重点推進交付金 90 万円、国からの 2 分の 1 補助金でございます。移住定住・結婚支援事業の中の結婚新生活支援事業補助金に充当となります。令和 2 年度より条件が少し緩和されることや、令和 2 年度の実績を踏まえまして、見込み件数を令和 2 年度の 3 件から 6 件に増やしたことから、前年度比 45 万円の増となっております。

続きまして、予算書 21 ページの真ん中の少し下のあたりになります。

16 款 2 項 5 目の茨城県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 131 万 8000 円、消費者庁からの無償貸与による放射能測定器の保守点検と実際の測定に係る人件費及び小・中学生を対象とした消費者出前事業に対し補助を受けております。

続いて、歳出となります。

歳出は、令和 3 年度政策事業に係る概要説明書に沿って説明をさせていただきます。

最初、概要説明書 16 ページの市民活動支援事業（政策）、予算書は 34 ページとなります。まちづくりファンド助成事業、緑化推進協議会など、市民と行政によるみんなで作る連携と協働のまちづくりを推進しております。

まちづくりファンドは、去る 1 月 26 日に行われました令和 3 年度事業認定審査会におきまして、継続と新旧合わせて 10 団体による 13 事業を認定し、これらまちづくりファンド助成事業補助金として 1980 万 3000 円を計上させていただきました。

その詳細につきましては、補足説明資料のほうに載せてございます。

まちづくりファンドの財源、地域づくり基金のうち、民間都市開発機構からお預かりいたしましたハード事業部につきましては、令和 3 年度が執行期限となっておりますけれども、これにつきましては、今回の事業認定分で全額執行となる予定でございます。

緑化推進事業につきましては、花のみちと花いっぱい事業の拡充、再構築に取り組むため、緑化推進協議会補助金として、前年と同額の 300 万円を予算計上させていただいております。前年度比較が 3178 万 3000 円の減となった理由は、まちづくりファンド農業応額の減と、あと協働のまちづくり指針・行動計画の事業の先送りによるものでございます。

続きまして、概要説明書 17 ページ、男女共同参画事業（政策）、予算書は 34 ページとなります。

30 年度に策定いたしました第 3 次男女共同参画計画に基づき、具体的かつ実行的な意識啓発や社会参画のための取組と、その進行管理を推進しております。男女共同参画普及啓発チラシの印刷製本費 12 万 3000 円や、男女共同参画に関する講座の講師謝礼 5 万 4000 円が主な支出となっております。

続きまして、概要説明書 18 ページ、広聴事業政策、予算書は 34 ページとなります。

開かれた市政運営を目指して市から市民への情報提供の機会と、同時に広く市民からまちづくりについての意見や提言をいただく機会を提供してまいります。市民の求めに応じ、職員などが市民のもとに出向き、市の施策の説明をし、市民から意見をいただくまちづくり出前講座や後納郵便付の用紙を全戸配布いたしました市民提案制度など、令和 2 年度から始まった新たな取組を検証、拡充しながら多種多様な方法での広聴事業に取り組んでまいります。主な支出は、まちづくり出前講座のチラシ印刷代 26 万 4000 円でございます。

続きまして、議案概要書 19 ページ、自治振興事業（政策）、予算書は 41 ページとなります。

この事業は行政区活性化のため、行政区が自主的に取り組むコミュニティー活動に対し、ハード・ソフトの両面から補助金を交付し支援していくものでございます。令和3年度は地域集会施設整備費補助金2件で563万5000円、自治総合センターコミュニティー助成金が1件で250万円、行政区等コミュニティー活動補助金が11件分で55万円予算計上してございます。前年度比167万9000円の増となりましたのは、自治総合センターコミュニティー補助金250万円につきましては、交付決定時期の関係で例年6月の定例会の補正予算で予算計上しておりましたが、今回は当初予算に計上することとしたためでございます。

続きまして、概要説明書20ページ、移住定住・結婚支援事業（政策）、予算書は44、45ページとなります。

移住定住促進の観点から取り組む婚活サポートセンターによる総合的な結婚支援とIターン、Jターン、Uターンなど移住定住希望者への情報提供と相談窓口及び補助金などの支援体制を推進し、移住定住者の増加を目指してまいります。主な支出といたしまして、移住促進住宅取得支援金2779万円、これは内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業でございまして、コロナ禍の中、テレワークや分散勤務などにより地方移住ニーズが高まっている現状をチャンスと捉え、本市に住宅を建築もしくは購入し、移住する方に住宅取得費の一部を助成するものでございます。

詳細は補足説明資料のほうに載せてございます。

前年度比が2814万5000円の増となりましたのは、この移住促進住宅取得支援金を新規設定し、予算計上したためでございます。それ以外にも、移住支援策として令和2年度に新設いたしまして実績を上げております結婚新生活支援金、わくわく茨城移住支援金は内容を拡充いたしまして、それぞれ180万円、160万円の予算計上をさせていただいております。3年目を迎えます婚活サポートセンターにつきましても、十分に新型コロナウイルス対策を取りながら、移住定住促進の観点に立ち積極的に推進してまいりたいと思います。

概要説明書21ページ、国際交流・多文化共生事業（政策）、予算書は45ページです。

本市に住む外国人市民と日本人市民がお互いを理解し、連携して暮らしていく多文化共生社会を実現し、市民団体かすみがうら国際交流会と市民協働型の取組を進めてまいります。

令和2年度は移住定住・結婚支援事業の中で事業を推進しておりましたが、目的を明確にし、令和3年度からは独立し、新規事業として立ち上げております。主な支出といたしまして、各種講座や講演会の講師や通訳ボランティアなどへの謝礼が50万円、外国語翻訳機ポケットの購入費が16万5000円等でございます。

なお、5月から実施予定の日本語ボランティア養成講座につきましては、令和2年度の反省を踏まえ、コロナ対応策として、当初からZoom会議を使ったオンライン方式で実施するよう準備を進めているところでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

移住定住は資料いただきました。この積算根拠はこれまでの令和元年度の市内の転入による新築とか中古物件、これに基づいて見込んだようであります。いいと思いますが、これ財源のほうについてちょっと私、聞き漏らしちゃったものですから、財源についてもう一度教えていただけますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というお金を使わせていただくことになっております。

予算といたしまして 17 ページでございます。ただこの交付金だけではなく、いろいろな新型コロナウイルス感染症の臨時交付金でいろいろな事業をいろいろな課でやるということで、そこに出ております 7171 万 8000 円の中の 2779 万円が我々のほうに充当されるというような考え方でございます。

○佐藤文雄委員

17 ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使うと。今 2779 万と予算をおっしゃいましたので、100%、この財源に充てるということなんですね。

○市民協働課長（中泉栄一君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、生活環境課から説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

予算書 14 ページをごらんいただきたいと思います。

12 款 1 項 1 目 1 節交通安全対策特別交付金でございます。648 万円の計上となります。これにつきましては、総務省からの交通安全にかかわる特別交付金で、交通反則金制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が行う交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものでございます。

続きまして、16 ページをごらんいただきたいと思います。

14 款 2 項 3 目 1 節の犬取扱い手数料となります。こちらは犬の登録手数料、狂犬病予防注射済み票交付手数料などの計上であり、98 万円の計上となっております。

続きまして、2 節の廃棄物処理業許可申請手数料ですが、一般廃棄物処理許可に関わる申請手数料であり、10 万 5000 円の計上となります。

18 ページをごらんいただきたいと思います。

15 款 2 項 3 目 1 節の保健衛生費補助金のうち、循環型社会形成推進交付金については 1420 万 4000 円の計上となります。合併処理浄化槽設置の際の国庫補助金であり、計画基数としては 5 人槽 23 基、7 人槽 32 基、10 人槽 5 基を合わせ 60 基分の計上となります。

続いて、20 ページをごらんいただきたいと思います。

16 款 2 項 1 目 1 節の総務管理費補助金のうち、百里飛行場航空機騒音対策事業補助金ですが、5 万円を計上しております。百里飛行場航空機の騒音対策事業補助金であり、騒音対策等に係る補助金になります。また、同節の防犯カメラ設置補助金については 120 万円の計上です。茨城県警察からの補助金であり、対象経費の 2 分の 1 の補助となっております。

続きまして、21 ページをごらんください。

16 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金のうち、浄化槽設置整備事業費補助金は 2196 万 7000 円の計上となります。これについては、先ほどの国庫補助金と合せ県からの浄化槽の補助金であり、県については基本額 4 分の 1 となります。また、茨城県森林湖沼環境税を原資とした県上乘せ分も含まれております。

同じく自立分散型エネルギー設備導入促進補助金に 100 万円を計上しております。こちらは県からの補助金であり、定置用リチウムイオン蓄電システム設備の設置補助金となります。県からは 1 基当たり 5 万円を限度として 20 基分の計上となります。

続いて、23 ページをごらんください。

中ほどから下の 19 款 1 項 3 目 1 節霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金ですが、浄化槽設置整備事業について 768 万 4000 円の計上となります。霞ヶ浦地区においては、浄化槽を設置した場合の市からの補助金について、霞ヶ浦水質浄化対策基金から繰入れをするものでございます。

続いて、25 ページをごらんください。

21 款 5 項 7 目 1 節雑入になります。26 ページにかけて一番下の行、雑入として主な収入は資源ごみ売払い収入 342 万 8000 円がでございます。

次のページでは、旧新治地方広域事務組合施設解体事業費負担金 4766 万 6000 円、旧新治地方広域事務組合令和 2 年度決算剰余金 3602 万 4000 円がでございます。新治地方広域事務組合が解散するに当たり、石岡市並びに土浦市からの解体等負担金と同組合が行っていた事務費用の決算剰余金を本市が引き継ぐための歳入となります。

歳入については、以上でございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。

令和 3 年度政策事業に係る概要説明書 22 ページをごらんください。予算書については 40 ページになります。

2 款 1 項 8 目 3 事業の交通安全対策事業（政策）で、2360 万 2000 円の計上となります。前年度と比較しますと 259 万 2000 円、12.3%増となります。委託料としまして 2003 万円計上してございますが、まず神立停車場線の照明施設設置設計業務委託料に 580 万円となります。

また、27 年度に市内の防犯灯全灯を防犯灯 LED 化事業の工事を実施し、工事費及び管理費用を 28 年度以降 10 年間に分けて支払う委託料、防犯灯 LED 化業務委託に 1423 万円でございます。工事請負費については、交通安全対策交通安全施設工事として、カーブミラー、路面標示設置工事などに 265 万 2000 円の計上をしております。防犯灯設置補助金については 50 万円の計上でございます。地域の防犯灯設置補助金としまして、1 基当たり工事費の 2 分の 1 を対象とし、上限は 1 万円、または専用地を設置した場合の上限は 1 万 5000 円で補助をしております。

また、交通安全推進活動補助金としまして、2 つの団体に 42 万円の補助金を計上してございます。

続いて、23 ページをごらんください。予算書については 41 ページでございます。

2 款 1 項 9 目 3 事業の地域安全対策事業（政策）については、395 万円の計上でございます。前年度と比較して 9 万 3000 円、2.4%の増となります。

主な計上としましては、空き家対策としまして空き家相談会などを実施し、空き家相談員の謝礼や協議会委員の報償費に 14 万円などがございます。また、空き家バンクへ登録した所有者に対し、1 件当たり 5 万円を奨励金として補助をいたします。空き家バンクへの登録については、家具等の整理や登記などの費用がかかることになるため、登録への奨励金として一律で費用を出すものとするもので、10 件分の予算 50 万円を計上してございます。

また、市内の防犯対策を目的として、防犯カメラ等機器設置の工事請負費に 320 万 6000 円などがご

ざいます。市内の3か所に設置し、双方向で各2台、計6台の設置を予定しております。うち1か所については、神立停車場線のポケットパークに専用柱を設置しカメラを取り付ける予定としております。

24ページをごらんください。予算書は44ページになります。

2款1項14目7事業の百里基地周辺対策事業（政策）については、10万円の計上でございます。前年度と同額であり、百里飛行場周辺における航空機騒音軽減のための住宅防音工事に対する補助金となります。

続きまして、25ページをごらんください。予算書については72ページになります。

4款1項1目11事業の浄化槽設置整備事業（政策）でございまして、5392万6000円の計上となります。前年度と比較すると38万4000円、0.7%の減となります。

18節の負担金補助及び交付金で、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画域以外の方が、合併処理浄化槽を設置した際の補助金となります。計画基数としましては60基となります。

続いて、26ページをごらんください。予算書については76ページでございます。

4款1項6目3事業、環境美化事業（政策）について説明をいたします。

241万7000円の計上で、前年度と比較すると82万4000円、51.7%の増となります。年3回の一斉清掃時のポリ袋等の消耗品費に44万6000円、市内一斉清掃収集業務委託については197万1000円を計上してございます。

続いて、27ページをごらんください。予算書については76ページでございます。

4款1項6目5事業の公害防止対策事業（政策）は、市内の環境を継続的に監視する意味から、市内の河川水質、地下水、工場、事業者排水、ゴルフ場の農薬、土壌の現状を把握することにより、水質環境の保全を図ることなどを目的としており、431万2000円の計上となります。前年度と比較すると61万8000円、16.7%の増となっております。

主な事業内容としましては、水質汚染防止法などの各法令に基づき、河川水質等調査業務委託308万9000円や、年1回4か所の臭気測定を行う臭気測定調査委託38万9000円、自動車騒音常時監視調査業務委託82万1000円の計上となっております。

続きまして、28ページをごらんください。予算書については77ページとなります。

4款1項6目9事業の一般廃棄物処理事業（政策）に3億4211万7000円の計上となります。前年度と比較すると15億4023万3000円の減、増減率は81.8%の減となります。令和2年度で霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設が完成したことに伴い、大幅な減額となっております。

主な計上としては、家庭系一般廃棄物収集業務委託に1億4368万2000円、プラスチック製容器包装処理業務委託として572万円、霞台厚生施設組合負担金として1億9054万9000円となっております。

また、霞台厚生施設組合負担金の主な計上としては、維持管理等の塵芥処理費並びに施設整備費等が計上されております。令和3年度においては、関連施設の整備工事、周辺環境等整備工事などが予定されております。

続きまして、29ページをごらんください。予算書については77ページでございます。

4款1項6目11事業のリサイクル推進事業（政策）として、144万7000円の計上となります。前年度と比較すると89万1000円、38.1%の減となります。

主な支出としましては、資源物回収事業補助金90万円、生ごみ処理機等補助金に20万円となっております。減額の要因としましては、令和2年度に実施しました雑紙分別お試し袋作成業務委託の減となっております。

続きまして、30ページをごらんください。予算書については77ページでございます。

4款1項6目13事業の環境保全推進事業（政策）は322万7000円の計上となっております。前年度と比較すると172万7000円、115.1%の増となっております。

主な支出としましては、委託料として温室効果ガス排出抑制実施計画等策定業務委託に122万7000円、自立分散型エネルギー設備導入促進補助金に200万円となっております。定置用リチウムイオン蓄電システム設備の設置補助金となっており、1基当たり10万円を補助するものでございます。令和3年度は5基分を増やし20基分を計上してございます。

続きまして、31ページをごらんください。予算書については79ページになります。

4款1項7目2事業、旧新治地方広域事務組合解体事業（政策）で6億5846万3000円の計上となります。令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合は解散となり、環境クリーンセンターの施設並びに老人福祉センターの施設、いずれについても解体の方向で進めております。令和3年度から令和4年度の2か年での工事を予定しており、4年度の債務負担行為としてございます。全体の工事費用については、別の資料を用意しましたので、ごらんいただきたいと思います。

令和3年度かすみがうら市一般会計に予算に係る新治地方広域事務組合施設解体事業費等資料でございませう。

令和3年度については合計で6億8350万円としております。解体工事は全体のうち約40%の工事費用の6億3300万円としております。その他工事としては、高濃度の焼却灰である特定廃棄物の保管施設を別に設置する予定となっており、910万円を計上してしております。また、管理業務としては1500万円、事務費、人件費などに2640万円となっております。令和4年度においては、解体工事など合計で9億980万円を予定してございます。負担金としては令和元年度末で組合を脱退した土浦市を含めて3市が負担することになります。

また、ほかに霞台厚生施設組合の負担金についても、事前にお配りしております資料についてご説明をいたします。

令和3年度かすみがうら市一般会計予算に係る霞台厚生施設組合負担金資料でございませう。

1の表については、同組合における令和3年度の歳入歳出予算概要となります。

令和3年4月よりごみ処理施設が新治地方広域事務組合から霞台厚生施設組合に移行となることで、議会費や総務費なども負担することとなります。また、塵芥処理費など維持管理費用も負担いたします。

施設整備費については、先ほど説明したように、地域還元施設や周辺環境等整備工事の設置費用などに計上してございます。

2の表については、構成市町の負担金内訳となっております。

本市の負担金としましては、1億9054万9000円となっており、その内訳については、一番下の表となっております。地方債のほか一般財源を充当することとなります。

また、経常経費の説明をさせていただきたいと思います。

予算書で説明をさせていただきます。予算書は78ページをごらんください。

4款1項6目23事業、新治地方広域事務組合解散事務事業（令和3年度精算分）並びに24事業、新治地方広域事務組合解散事務事業（令和2年度繰越分）となります。23事業の令和3年度精算分については、同組合費用のうち、令和3年度に新規に発生する費用となります。組合解散後の決算等を本市が引き継いで行うなどの必要があることから、財務会計システムなどの予算を計上するものでございます。歳入については、石岡市からの負担金を本市が要求することになります。また、24事業の令和2年度繰越分については、組合が3月31日付で解散することに伴い、令和2年度中に組合で発生した費用、支払い義務のあるものを本市が引き継いで支払うものとなります。この費用については、組合の剰余金を

歳出に充当することとします。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

約 10 分間の休憩いたします。 [午後 2時37分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時49分]

それでは、生活環境課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

まず、交通安全施設工事費が減額というか、今年度と比べると来年度が減っていますが、これは何か理由があるんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは、今年度、令和2年度に坂のほうで、防犯灯の設置工事を行っておりまして 84 万円ほど計上してございました。その差額となります。

○佐藤文雄委員

差額じゃなくて、それがなくなったということですね。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

要望なんかを一定程度反映してこれが決まってくるんじゃないかなと思うんですが、それほど要望がなかったという、この範囲というのはどのようにして決めているんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらはもちろん要望等もございまして、例年要望されているカーブミラーの設置工事でありましてとかガードレール、あとは路面標示工事等が要望のほかに、ある程度確保して要望を見込んでの計上ということでございます。

○佐藤文雄委員

ですから、今年度よりもマイナスになっているからね。今交通安全というのが非常に大事だと。ですから、ちゃんと要望をできる限り聞いて、これをやっぱり増額するべきだったんじゃないかなというのが私の意見なんです。そういう取組というのは、その予算のときに調整はしないんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

実際には要望等については、それほど大きな要望はございまして、前年度から要望されている件等もございましてけれども、その年度にカーブミラーの設置工事ですとかガードレールの設置工事について要望されることが多いので、今回は 84 万円という残前施設の設置工事が前年度ございましたけれども、そのほかの計上については、前年度並みの計上ということでございます。

○佐藤文雄委員

どうしても要望が強くてやらなきゃいけないという緊急性も含めた形の場合は、補正で対応できるということですね。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのように対応したいと思っております。

○佐藤文雄委員

それから、一般廃棄物の処理事業の政策のほうですが、前回は17億5938万7000円でしたね。これ新治地方広域事務組合の衛生費負担金と霞台厚生施設組合の負担金合わせると17億5938万7000円というふうになっているようでございます。

今回は1億9062万2000円、最初に私が聞いていたのは1億7000万円ぐらいだったんですよ。何でこれ2000万円も増えたんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時54分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時56分]

説明を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

申し訳ございません。ちょっと確認をさせていただきまして、後でお答えさせていただきたいと思えます。

○佐藤文雄委員

1つは、霞台厚生施設組合の人件費が1つ大きな理由になっているんじゃないかなというのが、私の考えというかなんですが、それは3人、これまで令和2年度まではね、3人なんですよ。それ令和3年は15人になると、その差額が今回のこの増額につながっているんじゃないかなというふうに思っているんですが、それも併せて調べていただけないですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

その辺については確認をさせていただきたいと思えます。

○佐藤文雄委員

それから、これはこの運営費というのは、あくまでもDBO方式ですから、オペレーションそのものは、いわゆる日立造船の子会社、何だっけ、あそこ名前忘れちゃったんですが。テクノロジー何とかという、その子会社が全て運営をやるということが前提ですよ、それも併せて。それが幾らなのかで、全体が幾らなのかということ。これまさか運営費は別ということはないですよ。

○生活環境課長（廣原正則君）

運営費につきましては、DBOの業者が運営していくということもありまして、予算については含まれるものでございます。

○佐藤文雄委員

じゃ、それも含めて後でお示しして説明してください。

あと解体のことなんですが、この一覧を見ましたら、よく分かりました。つまり、事業費そのものは16億1170万円だったと。これについては、全体で割り振ってかすみがうら市、石岡市、土浦市でこれを負担することになりますよと。つまり、当市が工事その他事務事業をやるけれども、それを各年度で各これまでのかすみがうら市、石岡市、土浦市が建設した当時の負担割合なんではないでしょうか。負担することになっているのかなと思います。その点もちょっと確認ですが、建設当時の負担金の割合だったんでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、建設当時の負担割合でございまして、人口割50%、均等割50%ということの算出となっております。

○矢口龍人委員

歳入のところで廃棄物処理業の許可申請手数料とありますけれども、これ何件あるんでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、一般廃棄物処理業の許可申請手数料としまして、浄化槽清掃業が4件、処分業が7件、収集運搬業が21件、あとは廃家電処分業が3件ということで計上してございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、これはやはり2年に1回ということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちら2年に1回の更新ということでございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、全体でかすみがうら市では何件ぐらい許可出しているんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、処分業が10件、収集運搬業が48件ということでございます。

○矢口龍人委員

一般質問の中でちょっとお答えいただけなかった部分があったものですから、その部分をお話していただきたいんです。

新治の廃棄物処分場の施設ですけれども、設置図の概要はお話しいただいたんですけれども、適正に営まれているかということを確認したと思いますけれども、お答えいただきたいと思うんですけれども。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、剪定枝などの木くずを取り扱う一般廃棄物処理の5トン以下の処分業の許可に関連する施設でございまして、産業廃棄物施設ではございませんですが、廃掃法ですね、廃棄物の処理及び適正な処理に関する法律には該当する施設でございまして。

これらにつきましては、今言った雨水が排出されていたことですか、の問題もございまして、これらについては指導の必要はあると思っております。

茨城県等とも連携しまして、適正に運営が行われるように今後しっかりと指導してまいりたいと考えております。

○矢口龍人委員

この施設の許認可はいつまであるのか、お願いします。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらの認可につきましては、今年度末まででございまして、現在来年度から2年分の申請が出されているところでございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、今適正な状態にしてもらおうというようなお話かなと思うんですけれども、それが適正な状態に戻らない限り、許可は出さないということによろしいんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、しっかりと中身を確認させていただきまして、適正な状態で許可をさせていただきたいと考えております。

○矢口龍人委員

よろしくをお願いします。

それとこの予算書の中で、この公害防止対策事業とか不法投棄対策事業とかありますけれども、ここ

に監視員とかがおりますけれども、この人たちは、要するに市内全域をくまなく調査していないんですか、どうなんですか、見落としもあるんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

監視員の方には年間報酬等を支払わせていただきまして、報告書等を出していただいている状況でございます。個人の方をお願いしている関係もございまして、見落とし等ももしかするとあるかもしれませんが、その地区については、ある程度定期的に確認していただいている。そんな状況でございます。

○設楽健夫委員

先ほどの矢口議員の質問にも関連しますけれども、先日、違う案件で環境・保安課と確認作業をしていたときに、中間処理施設において5トン以下であっても、自搬の場合は5トン未満で市の対応だと。ただほかからの搬入について、他搬については、これは県の管理事業だという話を受けたんですけれども、この辺についてはどういうふうに区分されていますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

5トン未満の施設につきましては、処分業の許可でございます。

ですので、ほかから持ってきていただいているごみ等についても、許可の対象でございます。

○設楽健夫委員

この辺については、ちょっとほかの案件でも同じような案件がありますので、その5トン未満の区分といいますか、その点については県とか、県の環境・保安課のほうとよく相談をしてはつきりさせておいていただきたいというふうに思いますけれども。

○生活環境課長（廣原正則君）

この辺の処分業の許可につきましては、茨城県とも連携して適正に指導していくように努めたいと考えております。

○設楽健夫委員

先ほどの公害防止対策事業の05の12番の河川水質等調査業務委託というふうに記載がありますね、予算が308万9000円。これについては定点観測なんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、市内の河川が調査ということで10河川16か所ほど検査を行っている、そういうことでございます。

○設楽健夫委員

それ以外の水質について疑義がある場合には、これは要望だとか、そういうものによって動くということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

もし問題等があるような場所があった場合には、さらに検査をしていきたいと考えております。

○設楽健夫委員

5目の不法投棄対策事業、この点について廃棄物不法投棄監視員謝礼というふうな記載がありますけれども、この監視員というのはどういう要件でどういう方が任用されているんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、環境保全監視員という職員が生活環境課に1人おります。そちらについては、残土対策であったり、ごみを不法投棄されているところを確認していただいたり、週4日程度で動いていただいている職員が1人ございます。そのほか不法投棄監視員ということで、18名ほど、年間報酬を、2万円程度の報酬でございますけれども、不法投棄防止を目的に、不法投棄の早期発見、不法投棄の早

期対策を図るということで地区ごとに、地区ごとというか全部で 18 名の監視員さんについていただいているというようなことをございます。

○設楽健夫委員

後ほど、その地区の、個人名じゃなくて、どういう地区区分になっているのかということについて、ちょっとお願いしたいと思います。

○生活環境課長（廣原正則君）

では、提出させていただきます。

○設楽健夫委員

そうしますと、課長、神立近辺の中間処理事業で、私ももう 1 年半にわたって住民の方からの苦情が続いていて、その件について市のほうに要請をしたときに、この管理は県南事務所、県の管理だというふうに言われ続けてきたんですけれども、そこの中間処理の、これは 5 トン未満の処理というふうに思われてくるんですけれども、そうなりますと、その認可、あるいはその指導については、市が 5 トン未満ということで行うということになるんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

言われている場所がちょっと分からなくて申し訳ないんですが、神立の線路の近くの施設ということでもよろしいですか。

そこについては、産業廃棄物の関係ではないかなと考えておまして、産業廃棄物となりますと県の指導ということになります。もちろん市としても関与して連携していくところではございますけれども、主な担当としては県のほうで担当いただいているということをございます。

○設楽健夫委員

一般廃棄物と産業廃棄物の区分の認定というのは非常に難しい内容が一方ではありますけれども、その件については、この中で監視員だとかそういう方がおられるとすれば、そういう監視員の方にも監視、動いていただくと。それは県のほうと一緒に動いていくというふうに理解してもよろしいんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

この監視員の方とは、年に 1 回程度の会議を持っておまして、その辺の情報共有はさせていただきたいと考えておりますので、そういったことで案件となっているような場所がある場合には、情報提供して、見回っていただくような形を取りたいと思っております。

○矢口龍人委員

先ほど廃棄物処分処理業の許可を 10 件与えているという答弁いただきましたよね。それで、その 10 件というのは全て 5 トン未満ということでもよろしいですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは一般廃棄物の 5 トン未満の処分業でございます。

○矢口龍人委員

それで、その 5 トン未満の市への報告義務があると思うんですけれども、どのような、例えば期間とか、内容とかをちょっと説明いただけますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは、当市が持っております廃掃条例の規則で定められている様式に基づいた提出をいただいております。毎月定期的に報告をいただいているということをございます。

○矢口龍人委員

出入口を管理されているんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、搬入の管理であったと思います。

○矢口龍人委員

どういうふうな方法なんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

当課、生活環境課のほうに毎月提出をいただいているところでございます。

○矢口龍人委員

自己申告ということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

施設が扱っている、多分、重さ等を量っていただいていると思うんですけども、その積み上げが提出されていることと思います。

○矢口龍人委員

5トン未満というのは、1日5トン未満ということですよ。そうすると、10トン入っても5トンだよと業者が申告すればそれでいいということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

うちらとしては、提出された資料、もちろん公印、職印等を押されている資料でございますので、その資料を確認するというところでございます。

○矢口龍人委員

そういう態度でいるから、20年もごみと雨水垂れ流しをやられちゃうんですよ。5トン未満であっても、上位法である県の条例とか廃棄物処理法、水質汚濁防止法、よく勉強してもっとしっかり管理してください。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、また適正に管理等がなされていない場合には、当然、廃掃法による指導の対象かと考えております。

今後、茨城県等とも連携して、適正に運営が行われるようにしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○田谷文子委員

百里基地周辺事業に対することで、百里飛行場航空騒音対策の事業のことでちょっとお伺いしたいんですけども、これは田伏地区かなと思うんですけども、お幾らぐらい、何件ぐらいに配分するようなことなんですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、市の計上としましては10万円の計上でございまして、国の補助金もございまして、それらに該当しない、たしか平成元年度以前については国のほうで該当するんですが、元年度以降の該当しない部分については、市の補助ということで対象とするということでございますけれども、ここ数年、1件の申請もございまして、ほとんど要望があったとしても国への要望ということになっております。

○田谷文子委員

該当がないということですね。ありがとうございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、国保年金課が所管する部分についてご説明をいたします。

予算書で説明をいたします。20 ページをお願いいたします。

ちょうど中段になりますが、16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金の 3 節になります。医療福祉費補助金、こちらが 1 億 1181 万 2000 円を計上しております。前年度比で 1191 万 1000 円の減でございます。県のマル福制度に対する県の補助分となりますが、令和元年度決算及び今年度の実績値を基に見積りを行ったところでございます。

続きまして、歳出でございます。

同じく予算書 57 ページでございます。

ちょうど中段でございますが、3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目の医療福祉費で、まず、02 事業の医療福祉事業、これは県制度分ですが 2 億 5627 万 5000 円を計上いたしました。前年度比で 2249 万 2000 の減となっております。県のマル福制度による助成となりますが、今年度の実績値を基に見積りしております。新型コロナウイルス感染症により受診控え、さらにはマル福対象者の人口減少、そういったものが要因と考えられてございます。

その下の 04 事業、こちらがマル福の市の単独事業になります。全体で 6006 万円を計上しております。前年度比で 785 万円の減となります。議案第 9 号で提案しております制度改正によりまして、増額要因がある一方で、令和 2 年度の予算計上では、令和元年度の制度改正を見込み、見積りをしたところですが、想定したほど助成額が伸びず、結果的に不用額が生ずることが見込まれております。こうした現状を踏まえましての見積りで、結果、前年度比減額となったものです。新型コロナにより受診控えの影響がどのように表れるのか不透明な部分もあり、大変見極めが難しいところがございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3 時 2 3 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3 時 2 4 分]

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、数字のほうもう一度確認をいたします。

04 事業のマル福の市単独事業、前年度比 785 万円の減としております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ごめんね、ちょっとうっかりしていたんですけども、議案の第 19 号の件ですよ、今、審議しているの。19 号ですか。

○川村成二委員長

はい。現在は、議案第 19 号の国保年金課に関する質疑をやっております。

○佐藤文雄委員

私もいつも資料を作ってはいるんですが、基金の件です。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時25分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

○佐藤文雄委員

一般会計の国保に関する内容かなということでしたので、私が質問しようと思ったのは、次の、国民健康保険特別会計のほうで質問しようと思いましたが、申し訳ございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

国保年金課に対する質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○市民課長（関 克明君）

市民課よりご説明いたします。

市民課所管の令和3年度当初予算歳入歳出につきまして、ほとんどが経常経費でありますので、政策経費と併せて主なものをご説明いたします。

最初に、歳入についてでございますが、予算書の17ページをお願いいたします。中段より少し下になります。

15款2項1目1節総務費補助金の説明欄3段目になります。個人番号カード交付事業費補助金2647万6000円は、個人番号カード交付に係る事業費及び事務費の補助金であり、前年度当初と比較しますと累計で146万円の増となっております。内容につきましては資料がございますので、後ほどご説明いたします。

続きまして、歳出につきましては、予算書の48ページをお願いいたします。上段より少し下でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄、03住民基本台帳事業5402万4000円は、令和3年度より会計年度任用職員の報酬が政策経費から経常経費への変更となっております。千代田窓口センター5名分、霞ヶ浦窓口センター3名分、中央出張所3名分、合計11名分の報酬等でございます。そのほか、各窓口での事務に要する経費で主なものは、システム使用料や負担金でございます。移動になりました政策経費を含めて、前年度当初と比較しますと、累計で591万8000円の減額となっております。

次に、資料の説明をさせていただきます。

個人番号カードの交付事業に係る経費の一覧でございます。

まず、歳入ですが、個人番号カード交付事業費補助金です。事業費は、個人番号カードの申請受付及び交付に係る経費、また事務費につきましては、消耗品費や郵送料等の経費が対象となっている補助金です。

次に、歳出ですが、合計欄の一つ上の個人番号通知書・個人番号カード関連事務委任交付金が993万8000円の減額となっております。個人番号カードの申請受付、作成業務等は、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構J-LISに委託をしております。これまでは国からの補助金を受けて、市から

J-LISへ交付してきましたが、令和3年度からは国から直接交付することとなりました。令和3年度の予算計上としましては、国におきまして補助金の一部が令和3年度に繰越しされた分をJ-LISへ交付するためのものがございます。そのほかの項目は、個人番号カード交付促進のための経費でございます。

これまで、窓口におきましてタブレットを利用して、職員が申請者の顔写真を撮影し、その場でオンラインに交付申請を支援してまいりましたが、今後も継続してタブレットを活用し、普及促進に努めてまいります。

また、個人番号カードの交付状況でございますが、令和3年2月末現在で人口4万1717人に対して、交付件数9,943件、交付割合23.8%となっております。昨年、令和2年4月末現在では、交付割合14.5%でございますので、比較をしますと交付割合は9.3%の増となっております。昨年からの特別定額給付金のオンライン申請ですとか、国が行うマイナポイント事業、さらには個人番号カード未取得者への申請書郵送などの影響により増加している状況でございます。

続きまして、予算書の81ページをお願いします。上段より少し下になります。政策概要書は34ページになります。

5款1項2目働く女性の家管理費の説明欄、05 働く女性の家管理事業（政策）2880万円でございます。こちらは、働く女性の家トレーニング室を、コミュニティー関連でも多目的に利用できる体育室へと改修するものでございます。改修内容につきましては、床や照明器具、出入口ドアやサッシの改修、空調設備を設置し、卓球やバドミントンなど室内のスポーツですとか、剣道や空手、踊りの練習など多様に利用できるスペースとする政策経費でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、市民部並びに保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第20号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきまして、国保年金課大久保課長から説明をいたします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、ご説明をいたします。

予算書137ページからになります。

まず、141ページ、こちらで前年度比がよく分かるかと思っておりますので、歳入歳出総額それぞれ40億4800万円を計上しております。対前年度比1億700万円の減でございます。

まず、歳入からご説明いたします。

143ページをお願いいたします。

まず、1款1項国民健康保険税、こちらが合計で8億3636万7000円を計上し、前年度比7994万6000

円の減でございます。被保険者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による被保険者の所得の減少、そういった部分を見込みましての見積りをしたところでございます。

同じページの下段、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、このうちの1節の普通交付金でございますが、28億2370万3000円を計上しております。対前年度比2623万8000円の減となっております。被保険者の減少に伴い、保険給付費が減少することが見込まれることから、見積りをした数値でございます。

以上が、前年度と比較しまして減額となった歳入分の主な要因となります。

続いて、歳出でございますが、147ページ、お願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計で、前年度比でございますが1902万5000円、こちらは減しております。

次の148ページ、こちらが2項で高額療養費、こちらが合計で前年度比980万7000円減となっております。

149ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、茨城県に納付する納付金となりますが、1項医療給付費分で6億5670万6000円、2項後期高齢者医療支援金分で2億9760万5000円、3項介護納付金分で1億39万7000円を計上しております。この合計が10億2475万8000円となりまして、前年度比9084万7000円減となっております。

以上が歳出の減額について主な要因となるものでございます。これらにつきましても、被保険者の減少によるものが大きいというように考えてございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

資料を、今日、要求したんです。今、被保険者が減少したよと言っているでしょう。だったら、対比した数字を出さなきゃいけないんじゃないですか。それを要求したら、元年度しか出してないんですよ。今、説明したように2年度と3年度、それが違って出れば、実際に被保険者が何世帯で何人なのかというのはちゃんとと言わなきゃいけないんじゃないですか。どうですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

佐藤委員からいただきました資料なんですけど、この数値は年度末の確定した数字で、以前からご報告をさせていただいているものですから、まだ年度末、令和2年度終わっておりません。その数字が確定しておりませんでしたので、ご報告は控えさせていただきました。

○佐藤文雄委員

今、説明をしたんでしょう。年度末で確定した分を知らせているというふうに言っていますが、今、言っていた予算を審議しているんですよ、予算審議において比較対照しなきゃいけないんじゃないですか。予算審議ですよ。その数字を出せばいいじゃないですか。その数字出してください。

○国保年金課長（大久保 勉君）

令和2年9月の数値で9953人でございまして、令和元年の同時期で1万326人でございまして、1年間で約400人弱、被保険者が減少していると。こういった数値を基に積算をしております。

○佐藤文雄委員

そうすると何%ですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

3.6%の減ということでございます。

○佐藤文雄委員

令和2年度と比較すると、被保険者の歳入、これが8.7%減になっていますよね。令和2年度が予算が9億1631万3000円で、令和3年度が8億3636万7000円ですね。ちょっと今の率から比べると、随分違いますよね。どう見えていますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

先ほど若干ご説明をいたしましたけれども、その減額の要因として、被保険者の減少に加え、被保険者の所得の減少、いわゆる新型コロナウイルス感染症などの影響もあって、被保険者の所得も減少するだろうと、そういった部分も見込んだ数字でございますので、それを計算した結果ということでございます。

○佐藤文雄委員

そうすると、被保険者の所得の減少と人口の減少、併せてマイナスの18%程度というふうになるんですかね。どうですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時44分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時56分]

○国保年金課長（大久保 勉君）

先ほど佐藤委員から発言がありましたが、18.7というような数字があったんですが、そういったことで減の割合は8.72ぐらいのパーセントとなります。

○佐藤文雄委員

私が間違ったの、18点というのは後期高齢者の話で、8.7%です。数字言ったでしょう。2年度が9億1631万3000円で、3年度が8億3636万7000円、被保険者の減少は幾らですか、何%ですかと言ったら、3.6%と言ったでしょう。そうすると残りは所得の減少なんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

そのようにご理解していただいて結構です。

○佐藤文雄委員

そういうふうに数字的に明らかにした上で言葉は発してください。お願いします。

いずれにしても、歳入については令和2年度も3年度も法定外繰入金はゼロです。医療福祉費波及分がありますが、これが若干増えているように思いますが、これは何か理由があるんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

医療福祉費波及分なんですが、これは非常に積算がなかなか難しい部分あるんですけども、全体的な予算との兼ね合いで調整をした部分がございます、あまり深い積算の根拠はございません。

○佐藤文雄委員

積算の中で、予算の中にもありますが、保険者努力支援金というのがありますね。支援分。県の支出金で。これはどうなっていますか。令和2年度、今年度と比べて。

○国保年金課長（大久保 勉君）

前年度が予算計上分が846万円でしたので、今年度は2倍以上に増額となっておりますが、これは令和元年度から始めました保険者努力支援分を獲得するために、いろいろな取組を進めた結果、こういっ

た増額となっていると理解をしております。

○佐藤文雄委員

だから、いろいろな取組をした結果といたら、どういう取組なんですか。いろいろなという話じゃ駄目でしょう。

○国保年金課長（大久保 勉君）

幾つか項目がございますけれども、例えばジェネリック医薬品、そういったものの普及促進ですとか、保健、健康づくり、そういった部分で保健指導、そういった取組、そういったものもその努力支援分の対象となります。それから糖尿病の重症化されている方への指導、そういったものも含まれております。項目が多岐にわたりまして、そういったものの結果ということでございます。

○佐藤文雄委員

こういう努力義務のポイントをそれなりに項目に上げて、後で教えていただきたいと思います。それが具体的に当市ではどれだけの力を入れていたのかということも、倍になったわけですから、保険者努力支援金分が倍になっているわけですから、それなりの理由として上げていただきたいなと思います。よろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

その内容について、お伝えできる資料等を準備させていただきます。

以上です。

○佐藤文雄委員

それから、歳出のほうなんですけど、国民健康保険の事業者納付金が、9847万、マイナスになりました。これが8%ですね、約7.9%。これは年々減っているようですが、これはどういうふうに理解すればいいんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この事業費納付金につきましては、県でその市町村ごとの所得水準、医療費水準、そういったものを勘案して積算をしているところでございますけれども、減の一番大きい要因は、平成30年度の事業費納付金、これの余剰分がございまして、これを令和2年、令和3年度の2か年で市町村に還元をしようというようなことになっておりまして、大体、被保険者1人当たり5,000円程度の事業費納付金の減額にその金額を充てているということでございますので、ざっと計算しますと、その分だけで5000万円というような数字になります。

それから、そのほかの分としては、被保険者の、先ほどの数字で申し訳ございませんけれども、被保険者が減少すれば、当然、この事業費納付金も減るというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

かなり重要な点なんだよね。こういう大きく減っている理由をやはり説明するべきだと思いますよ。国民健康保険そのものについて理解を深める上でも。私、今、初めて聞いたんですよ。余剰分が、平成30年の県のほうで国民健康保険納付金を合計したら、結果的に余っちゃった。それを2年分で返すよと。1人当たり5,000減で、総額にすると5000万円もマイナスに、結果的になっているよという話は、これは本当に大きな国保運営にする上では大事な点だと思うんだよね。

それを前提にして、特定健診等事業費、これが令和2年と3年比べると1409万2000円増えていますが、これはどういう中身ですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ございません。その部分の所管が保健福祉部の健康づくり増進課になりますので、私のほうか

ら答弁は差し控えさせていただきます。

○佐藤文雄委員

それでは、後で保健福祉部のほうで答えていただきたいと思います。

それと、積立金の件については、これは当該の国民健康保険のほうでお答えはできますか。大丈夫ですか。

すみません、ちょっといろいろ資料がありまして。

○川村成二委員長

佐藤委員、発言をやめるならやめるで発言してください。ただ、指で指されたのでは委員長としては困りますので。

○佐藤文雄委員

整理が悪くて申し訳ございません。

基金のほうのことなんですが、国民健康保険支払準備基金、前年の予算で令和2年度末の見込みが1億6174万8000円だったんです。今回は、この予算書にも載っていますが、2億2658万7000円になっているんですが、これについて説明していただけますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ございません。何ページになりますか。ご指示いただけますか。

○佐藤文雄委員

一般会計のところで基金の関係なんです。ですから、資料1の中にこの基金の流れについて載っております。私が言っているのは、それと、令和2年の基金のことを比較してお尋ねしています。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時09分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時10分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ありません。

その2億2658万のお話ですけれども、これは現時点の基金残高1億7367万円ほどございまして、その分に補正で、先ほどご説明した金額を足した数字がこの2億2658万円というような数字になります。

○佐藤文雄委員

ということは、見込みとしてもこの金額に、令和2年度末の数字になるというふうに理解してよろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

基金の場合、出納整理期間がございませんので、その積立ての時期が4月、5月になってしまいますと、見た目ではその積立て前の数字になりますが、現実的にはこういった数字になるというふうにご理解いただいて結構です。

○古橋智樹委員

国保の総額が1億減るということで、被保険者数400人弱減られるということですが、これは被保険者の人口動態を今後鑑みると、もうピークを過ぎたという解釈でいいのか、それともまだでございまして、3年度の予算はたまたま400人減ったということなのか、どちらなのでしょう。

○国保年金課長（大久保 勉君）

国保の被保険者につきましては、その増減、いろいろな要因が考えられますけれども、今まず考えられるのが、いわゆる団塊の世代の方、昭和21なのか22なのかいろいろ説はございますけれども、そういった方がこれから後期高齢のほうにどんどん移行していきますので、年々、国保の方が減っていくと、これはまず目に見えた数字として表れておるといふふうに思っております。

それから、別な要因としましては、経済情勢、いわゆる雇用、求人、そういったものが景気の動向で上下しますので、そういった影響で被保険者の離職、就職、そういったもので増減が影響あるというふうに理解をしております。

○古橋智樹委員

3年度は、どういう傾向の下、減ったということなんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

これは、細かな要因までは見極めてはおりませんが、過去の数年の傾向、そういったもので減少傾向にあるというようなところでの見積り上の減というようなことではございまして、細かな要因まではなかなか特定できないと、そういう状況です。

○古橋智樹委員

今の答弁からすると、語弊があるかもしれませんが、たまたまだと。ひとまずたまたまだと。そのぐらいに捉えたいところなんです、国保税自体は8000万弱減ですよ。これの要因というのは、後期高齢者に移った方が多いのか、それとも健康保険に、社会保険のほうに移行された方が多いとか、あとは未納要素が多いのかということ、3年度についてはどういう傾向の下、8000万減ったんでしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この積算で、まず所得です。国の所得税、それから地方の個人住民税、そういったものも、当然、所得に影響を受けますので、当然、皆さんご承知のように減額の傾向にございます。そうしますと国保税の所得割、これでその課税の基となります所得、それが減少するというので、コロナの影響ということで減額要因というような見積りをしてございます。

○古橋智樹委員

コロナによるものが、今回は特徴だということですね。

また、ちょっと別を聞きたいんですが、課税の応能益の見直し、割合の細かな見直しというのは4年度ぐらいおきだったと思うんですが、そろそろかなと思ったんですが、3年度、見直し時期ですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

令和3年度におきましては、税率の見直しは今のところ予定をしております。

○古橋智樹委員

コロナの対応で固定資産税の減免等がありますよね。それを加味して、原則は4年おきだけれども、必要なんじゃないかなと思ったんですが、そのあたりはいかがですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

コロナに関しましては、その前年比の所得の減少する被保険者に対します減免措置、そういったものは講じておりますので、今ご指摘のあったその資産税についてはまだ検討はしてございません。

○古橋智樹委員

最後に聞きますけれども、じゃ、見直しは次いつですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ございません。明確な答弁は、今、ちょっと難しい状況でございます。すみません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

続きまして、保健福祉部健康づくり増進課分について、川原場課長よりの説明とさせていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の健康づくり増進課所管分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入のほうよりご説明します。

予算書のほうは143ページとなります。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節の特別交付金です。説明欄の4段目になります。特定健康診査等負担金でございますが、こちらのほうは特定健康診査等の実績により、県のほうの補助分となっております。内容としましては、特定健康指導の実施者人数の増、それから健診につきまして、コロナの影響で予約制としたことから、電話予約の受付の業務委託を行うことで前年度比253万5000円増の1308万円を計上させていただきました。

続きまして、予算書の145ページのほうになります。

8款諸収入、2項雑入、3目特定健康診査等受診料でございます。1節特定健康診査等受診料345万円でございますけれども、こちらにつきましては、健康診査等に係る個人負担分として、前年比102万5000円の増で345万円を見込んでおります。こちらのほうにつきましては、受診人数の増として上げているものでございます。

続きまして、歳出のほうの説明となります。

予算書の150ページのほうをお願いしたいと思います。

経常経費でございますけれども、前年度との差額が大きいもので、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

事業別一覧、前年度比較、こちらの表の内容は21ページとなっております。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、01の特定健康診査等事業でございます。4066万円でございます。こちらの内容につきましては、特定健診後の結果説明会、それから保健指導等におきまして委託を行って、動機づけ支援や積極的支援の継続をさせるため計上しているものでございます。金額の増につきましては、前年度比較しまして1409万2000円の増となっております。内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、動機づけ支援、積極的支援等の委託、それから、健診におきまして予約制度を取ったことから、電話予約受付の委託費のほうを計上しております。総額4066万円、1409万2000円の増となっているものでございます。

続きまして、同じ150ページの下の段になります。概要説明書のほうは61ページとなります。

6 款保健事業費、2 項保健事業費、2 目疾病予防費、02 疾病予防事業（政策）でございます。こちらのほうは人間ドックの補助金となっております、1602 万円のほうを計上させていただきました。増額の内容につきましては、人間ドック、それから脳併診ドックの人数増を見込んでおりまして、こちらのほうで計上して、合計 1602 万円の計上させていただきました。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

毎回聞いているんですが、この国保に関わるんですけれども、こういう健診の目標値というのは、当市は幾らで、全県的にはどうなっているのか、教えていただけますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

お答えいたします。

かすみがうら市の健診等の目標としましては 50%で見ているということでございます。

県の資料でございますが、ちょっと申し訳ございません。今、手持ちにはございませんけれども、たしか県のほうでもそんなに低いほうではなかったと記憶はしているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対の討論になりますが、かすみがうら市のホームページで掲載されている夫 42 歳で所得が 200 万、固定資産税が 10 万円で、妻 38 歳、子ども 1 人で 3 人世帯の場合、国保税は 31 万 5600 円。所得に占める割合は 15.78%となっております。前に県平均はどのくらいかということ調べたことがありまして、県平均は 12.4%なんです。そういう意味ではかなり高いというのがかすみがうら市ではないかというふうに思います。

それと同時に、私これまで何回も言っておりますが、全国市長会も、子どもからの保険税を取る、いわゆる均等割、これを軽減するように支援制度を創設するよとということ、全国市長会も提言しているんです。

私は、今回のこの国保会計を見ますと、法定外の一般会計の繰入れもありませんし、それから支払準備基金も、昨年度の見込みは 1 億 6174 万 8000 円だったのが、今年度は 2 億 2658 万 7000 円。ですから私は、少なくとも子どもの均等割をなくす財源は十分にあるというふうに思います。そういう改善をするのが、今、この国保会計に求められているんじゃないかと思えます。

○川村成二委員長

討論はほかにございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号 令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 21 号 令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、国保年金課大久保課長から説明をいたします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

予算書の 156 ページからになります。前年度比、見ていただく分で 159 ページがよろしいかと存じます。

歳入歳出総額 9 億 320 万円で、対前年比 1920 万円の増となっております。

まず、歳入からですが、予算書 161 ページをお願いいたします。

1 款の後期高齢者医療保険料に合計で 3 億 9661 万 1000 円を計上しております。対前年度比 1259 万 4000 円の増となっております。

3 款の繰入金でございますが、合計で 5 億 586 万 6000 円を計上しております。対前年度比 660 万 6000 円の増でございます。医療費公費繰入金分の増が主な要因となります。

歳出につきましては、予算書 162 ページでございますが、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金、こちらが 8 億 9726 万 4000 円を計上しております。対前年度比 1878 万 5000 円の増でございます。茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金が主な歳出の要因となっております。広域連合におきまして決定された納付金を納付することとなります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

特別徴収保険料と普通徴収保険料、それぞれありますが、特別徴収、令和 2 年度の件ですが、特別徴収の人数と普通徴収の人数について教えていただけますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

後期高齢者医療の保険料なんです。特別徴収、普通徴収がございますけれども、後期高齢者医療になった方は、最初、必ず普通徴収ということになりまして、その時点で非常に数字が動くものですから割合で把握をしております。特別徴収、令和 3 年度の予算計上で 67.76%が特別徴収、普通徴収につきましては 32.24%、そういった割合で把握をしております。

○佐藤文雄委員

それから、資格証明書は発行していないと思うんですが、短期保険証の発行数はわかりますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

令和 2 年度の本算定の時点で、発行件数が 30 件となっております。

○佐藤文雄委員

この短期保険証は、1か月、3か月、6か月ありますが、その内訳はありますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

全て6か月の期間となっております。

○佐藤文雄委員

ありがとうございます。

今、人口が、後期高齢者が増えたというふうに思われます。この増加はどのくらいで、率はどのくらいでしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

本算定の令和元年度と令和2年度の比較でございますけれども、被保険者数で約90名ほど増加しております。被保険者としたしましては、令和元年度が14.42%の被保険者の割合でしたが、それが令和2年度については14.83%と、約0.41%増加しているというような数字でございます。

○佐藤文雄委員

令和元年から令和2年度に、今回も含めてですが、どのくらい増えているのかなという質問なんです。何%増えているのかな。つまり保険料が、歳入で特別徴収と普通徴収合わせて3.3%なんです。特別徴収のほうは5.7%なんです。普通徴収がマイナス1.5%なんです。ですから人数の影響はないのかなと思ってお尋ねしたんです。

○国保年金課長（大久保 勉君）

ちょうど、今、75歳を迎える方が、昭和20年から、今年になりまして昭和21年というような世代の方が後期高齢者に移行しつつありまして、その増加は、年齢到達者が年間で、昨年が300人台だったんですが、今年は500人程度に増えるような見込みをしております。そういったものを勘案した積算ということでご理解をいただければと思います。

○佐藤文雄委員

何%ですかと聞いたんです。数字はいいですよ。何%ですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

増加率ということですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時35分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時37分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

積算で、今、佐藤委員ご指摘のあったものに沿うようなちょっと積算をしていなかったものですから、誠に申し訳ない、ちょっと明確な答弁ができません。申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

ですから、人数がどのくらい増えているのかということも大事な積算の根拠だなというふうに思います。いずれにしても、後期高齢者の納付金について1878万5000円増えていますよね。後期高齢者納付金ですよ。これは同じようにどうしても保険料ですから、率になってくると思うんです。ですから、これも定かには分からないということですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この納付金の積算につきましては、後期高齢者医療広域連合のほうで積算をした資料に基づいて計上させていただいております。

○佐藤文雄委員

じゃ、広域連合から指示された金額だと、納付金だということですね。

○国保年金課長（大久保 勉君）

はい。そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても今回の予算で、令和元年度とも比較すると非常に大幅にアップしているんですよ。今、質疑しませんでしたけど、どうしても答えられないだろうと思いましたので。18%なんですよ、大幅増。それはどういうことかということ、令和2年と3年で保険料大幅に上げたんですよ。茨城県後期高齢者医療広域連合ですね。そういうことで大幅に引き上げたために18%増になっているんです。

年金収入が168万円以下で低所得に対する特別軽減も、来年度、令和元年度までに段階的に廃止するという方針があるんですね。ですから、高齢者のさらなる負担が懸念されるわけです。

やはり年齢で差別したように独立した医療制度に押し込める。75歳以上を。囲い込んで。こういうやり方は保険と言えるのかということがずっと問われているんです。

私は、こういう後期高齢者医療保険制度はなくして、元の老人健康保険制度に戻して負担が増える仕組みをなくすべきだと思います。

○川村成二委員長

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第27号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この議案につきましても、先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございますので、補足説明等は特にございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、答弁の準備ができましたので答弁を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

先ほどの第9号に対しますご質問についてお答えをいたします。

単独のうち、小児マル福分に限ってのお話ということでご質問だというふうに理解をしておりますが、令和元年10月に改正をいたしておりまして、その改正前の分が見積額で2568万円でございます。令和元年10月の改正した分、これで1400万ほど見積りをいたしました。さらに、令和3年10月以降の改正分といたしまして700万円の見積りをしたところでございます。

○佐藤文雄委員

中学生までの医療費の前には、令和元年、2568万円がマル福だったと。中学生までの医療の無料化をやったのが令和2年ですか。元年ですか。令和元年の10月。そこで1400万が増額されたということですね。併せると、中学生までの医療費の無料化は、この2568万と1400万の合計というふうに理解してよろしいでしょうか。それとも、1400万は10月以降だから、これは半年分だと。掛ける2倍で合計ということになるのでしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

これはあくまで令和3年度のお話でございますので、中学生については1年間分ということで1400万、12か月分ということでございますので、その分と令和元年10月以前の制度分としての金額が2568万円。別の数字ということでございます。

○古橋智樹委員

佐藤さんの全てこの9号の質問、聞いていたわけじゃないんで重複するかもしれないんですが、近隣市町村との格差というのは、今、現状どのぐらいなんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

このマル福制度につきましては、県の制度があって、それを補完する意味で各自治体ごとに単独で制度を持っておりまして、一概になかなか比較は難しいんですけども、今回の拡大分の高校生につきましては、入院分、こちらは県の制度でマル福制度になっております。それ以外の部分を単独でということなんですが、県内の状況から見ますと、約38か9の団体はもう既にやっつけらっしゃるようでございまして、残りの自治体は4か5、6ぐらいだったというふうに記憶しているんですが、これにつきましても、どの自治体も令和3年度中の改正を予定しているというふうに聞いております。

○古橋智樹委員

周辺市はどうですか。北は石岡、南はつくば辺り。

○国保年金課長（大久保 勉君）

たしかつくば市が、恐らく当市と同じような形で、今は制度やっていないという状況だったんですが、令和3年度中に拡大をするというふうに聞いております。

○古橋智樹委員

せっかくですから石岡と土浦ぐらい教えてくださいよ。

○国保年金課長（大久保 勉君）

石岡市は既に制度導入しております。土浦市は昨年度の10月に改正をしているというようなことのでございます。

○川村成二委員長

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は17時に再開いたします。

[午後 4時49分]

○川村成二委員長

それでは、おそろいですので会議を再開いたします。

[午後 4時58分]

次に、議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、農林水産課根本課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願いたします。

○農林水産課長（根本和幸君）

議案概要書 12 ページ、議案集 32 ページになります。

水産庁の模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用許可に係る占用期間を変更するものでございます。

占用前の占用期間は 1 月、工作物の設置を目的とする占用にあつては 3 年以内であつたものを、10 年以内に変更するものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言を願いたします。

○来栖丈治委員

模範漁港管理規程例の変更というようなことで説明があつたんですが、その改正の中身というか、そういうのをちょっと説明いただければと思います。

○農林水産課長（根本和幸君）

漁港において漁港機能のさらなる再編、集約化と併せて、増養殖の場や漁村のにぎわいの場として有効活用することが課題となつていました。そのことから、民間事業者が投資しやすくなるよう、可能な限り長期間の占用を可能とすることが必要であることから、公的機関においても許可等の期間が延長される傾向にあることを踏まえ、港湾、道路、河川などの公共物、管理制度の運用においても占用期間を最長で 10 年としていることから、漁港においても 10 年とすることとさせていただきます。

なお、10 年とした場合でも、漁港の管理や保全の観点から支障があるケースにおいては、漁港管理者の判断で、これまでどおり短い期間で許可することも可能だということとさせていただきます。

○来栖丈治委員

この模範漁港管理規程、あるいは漁港漁場整備法というのがいいのかも分かんないですが、その対象となる漁港は、かすみがうら市はどこになりますか。

○農林水産課長（根本和幸君）

かすみがうら市では、志戸崎漁港と牛渡漁港の 2 か所になります。

○来栖丈治委員

それで、現在、占用の許可を出しているところがあるか。あるいは、現段階で占用の相談等があるのかどうなのか、その辺お聞かせいただきたいと思ひます。

○農林水産課長（根本和幸君）

現在は、占用を出している漁港はございません。

なお、そういう相談も今のところございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 14 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 13 号）のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第 14 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 13 号）につきまして、都市整備課の大久保課長よりご説明をいたします。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（大久保昌明君）

それでは、議案集の 60 ページをお願いいたします。

8 款 4 項 1 目 04 事業、都市計画調整事業になります。18 節の負担金でございますが、研修負担金 17 万 4000 円の減額でございます。こちらにつきましては、外部機関での職員の専門的研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり減額をする内容でございます。

続きまして、その下、2 目公園費 02 事業、都市公園維持管理事業 50 万円の減額でございます。内訳としまして、12 節の委託料、公園等の管理委託 20 万円につきましては、第 2 常陸野公園管理業務におきまして入札差金などが生じたことによる減額でございます。その下、12 節委託料、樹木管理委託 30 万円の減額につきましては、開発公園の樹木伐採に際しまして契約差金等が生じたことによる減額でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○農林水産課長（根本和幸君）

農林水産課所管の補正予算についてご説明します。

初めに、歳入ですが、議案集 50 ページになります。

16 款 2 項 4 目 1 節農業費補助金及び 2 節林業費補助金ですが、補助金の額が確定したことにより減額をするものです。

また、51 ページになりますが、16 款 4 項 2 目 1 節の農業費交付金ですが、交付額が確定したことにより減額をするものでございます。

次に、歳出ですが、議案集 58 ページになります。

6 款 1 項 2 目 02 農村公園維持管理事業の遊具等撤去工事ですが、工事がほぼ完了しましたので入札差金の減額をするものです。

次に、3 目 06 園芸振興事業（政策）で園芸産地総合整備事業補助金ですが、事業が完了しましたので残予算の減額をするものです。

次に、09 農業振興事業の農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金ですが、補助額が確定したことにより残予算を減額するものです。

次に、10 の農業振興事業（政策）の第三者継承促進事業補助金ですが、こちらも補助額が確定しましたので残予算を減額するものです。

次に、13 農地中間管理事業（政策）の機構集積協力金ですが、こちらも補助額が確定したことにより残予算の減額をするものです。

次に、6 目 02 米政策推進事業の経営所得安定対策等推進事業補助金ですが、農業再生協議会の事務費が国から県を通して交付されるものですが、国からの補助額が確定しましたので減額をするものです。

次に、03 米政策推進事業（政策）の水田利活用推進事業補助金ですが、飼料用米やふくまる等の作付に対する市単補助事業ですが、補助額が確定したことにより残予算の減額をするものです。

次に、8 目 07 国営造成施設管理体制整備事業（政策）のかすみがうら土地改良区補助金ですが、こちらも補助額の確定により残予算の減額をするものです。

次に、08 農地維持・資源向上対策事業の現地確認業務委託につきましては、業務が完了し、農地維持・資源向上対策交付金につきましては、国からの補助額が確定しましたので予算の減額をするものです。

次に、2 項 1 目 02 林業振興事業の身近な緑整備推進事業委託ですが、委託の発注が終了しましたので残予算の減額をするものです。

次に、59 ページになりますが、3 項 1 目 03 水産振興事業（政策）の水産加工特産品キャンペーン事業補助金ですが、例年、市内外のイベントなどで PR 活動をしていましたが、コロナ禍の影響でイベントが中止になったことから減額をするものです。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございますか。

○設楽健夫委員

農地中間管理事業の減額というふうここに記載されていますけれども、今、農地中間管理機構の委

託の申請の制限内容といたしますか、あるいはその委託内容で条件等についてはどういうふうになっていきますか。

○農林水産課長（根本和幸君）

現在、農地所有者の方が自分のお持ちの畑の全て、もしくは水田の全て、もしくは両方を第三者にお貸ししたときには、10アール当たり1万5000円が支払われるような制度になってございます。

○設楽健夫委員

ほかの市町村の中で、最近やはり農機具が大きくなっていますから、農道の条件だとか、あるいはその委託の面積に対する制限といたしますか、条件だとかが話が聞こえてくるんですけども、この件についてはそういう話はございますか。

○農林水産課長（根本和幸君）

農地中間管理事業の中では、面積要件であるとか、道路の幅要件はないんですが、恐らくですが、その借りる方が自分の機械が入れるとか、作業しやすいとか、そういう条件があるので、そちらで制限がかかっているのかなというふうに想像しています。

○設楽健夫委員

02の林業振興事業で、先ほど、身近なみどりの整備推進事業で発注が終了という話がありましたけれども、もうちょっと詳しく言っていただけますか。

○農林水産課長（根本和幸君）

今年度は、4団地で実施をしてございます。面積が全部で7.31ヘクタール、令和元年に比べまして0.24ヘクタール増加をしているような状況でございます。

○設楽健夫委員

国営造成管理体制整備事業、あとは農地維持・資源向上対策事業の減額という形でありますけれども、これについては事業主体のほうが減額したのではなくて、国の交付金といたしますか、その変動によってこういう数字が出ているというふうに理解していいんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

設楽委員のおっしゃるとおりで、国のほうで額が決まったものをこちらで減額をしているような状況でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、観光課所管の議案第14号 一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

議案集の50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5目商工費県補助金の商工費補助金の自然環境整備交付金でございます。当該補助金につきましては、これまで雪入ふれあいの里公園園地整備としまして、平成28年、令和元年、それから今年度活用して事業を実施してきておりますが、今回、国におきまして、令和2年第3回補正予算の際に新たに事業メ

ニューが追加されましたことから、当該制度を活用いたしまして、歩崎公園園地の整備を実施しようとするものでございます。

事業費総額 4,500 万に対しまして、45%の補助率であります 2,025 万円について交付金を計上したところでございます。

なお、当該予算につきましては、令和 3 年度への繰越しを予定させていただいております。

整備内容につきましては、歳出の際にご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案集の 59 ページをお願いいたします。

59 ページの中ほどになりますが、シティプロモーション事業でございます。こちらの事業につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、予定していたイベント等への出店ができなかったため、計上していた委託料 60 万円を減額するものでございます。

次に、その下、3 目観光費でございます。

こちらの観光交流推進事業（政策）でございます。こちらの委託料につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、市内で開催を予定しておりました多くのイベント等が中止となったことから、イベント来場者へのマーケティング調査等が実施できない状況となったために計上していた予算額を減額するものでございます。

次に、その下になります、交流センター管理運営事業（政策）でございます。やはり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、休館の要請を行ったということで、施設の継続的な管理に必要な費用を補填するために 8 万 7000 円を計上してございます。

交流センターにつきましては、休館している期間におきましても指定管理業務に係る光熱水費、通信費の基本料、そういったものが必要、発生するということとなりますので、当該費用である固定費を補填しようとするものでございます。

対象となる期間につきましては、第 1 回目の緊急事態の際の 4 月から 5 月の 33 日間、それから第 2 回目としまして、本年 1 月から 2 月の 21 日間の期間に対しまして休館の要請をいたしました。このうち 2 回目の期間につきましては、県の営業時間短縮要請協力金、こちらの受給が見込まれておりますことから対象とはしておりません。今回 8 万 7000 円については、第 1 回目の 33 日間につきましては、必要となる固定費からこの 1 回目の際に国の持続化給付金、それから県のほうの拡大防止協力金、こういったものを受給しておりますので、それらの受給した金額の休館した期間分、これらを差し引いた額といたしまして 8 万 7000 円を計上したものでございます。

次に、その下になります、観光サイクリング事業（政策）でございます。今年度、かすみがうらエンデューロ、それから霞ヶ浦まるごとグルメフェス、レイクサイドサイクルフェスタ、そういった事業の開催を見送ったことから、所要の額を減額するものでございます。

また、その下、舗装補修工事でございますが、歩崎公園の交流センターのところにあります国土交通省が設置している水位計、こちらを移転したところの隅切りを整備するというを予定しておりましたが、国土交通省のほうで移設の工事が遅れて令和 3 年度になるということが確定しましたので、今回、計上させていただいた工事費用を減額するというものでございます。

次に、その下でございますが、4 目の歩崎公園管理費でございます。こちらはまず、歩崎公園管理運営事業でございますが、こちらは先ほど歳入の際に説明させていただきました自然環境整備交付金を活用して、歩崎公園の園地整備、設計、施工業務として 4,500 万円を計上させていただいたものでございます。

歩崎公園につきましては、市内の家族連れをはじめとして、市民の憩いの場を提供する施設でありま

すことから、子どもたちがより楽しむことができるような公園を目指すということで、今回、公園内に風景鑑賞、それから自然観察等を楽しむ複合デッキということで展望、さらには子どもたちが楽しめるような遊具的な機能を兼ね備えた複合デッキということで整備をする予定でございます。さらに、現在、公園内にあります外灯、こちらを防災外灯としまして、太陽光発電を備えた外灯に更新をするもの、それから休憩的な施設としまして東屋を設置するというので、全て設計と施工を合わせまして4,500万ということで計上をさせていただいております。

次に、一番下の事業になりますが、水族館管理運営事業（政策）でございます。こちらについても、交流センターと同様に休館の要請を行いましたので、施設管理費の補填費用としまして42万円を計上するものでございます。

水族館につきましては、休館している間も生物を飼育しているということから、開館時と同様に施設維持管理費用が発生することとなります。また、水族館の管理運営につきましては、入館料、この収入を見込んで運営をしているということですので、休館をしました43日間に生じた入館料の減額が管理運営に影響を与えるということになりますので、その休館により発生する入館料の影響額、こちらを補填するというものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

観光事業でクラウドファンディングの江口屋でいいんですか、あそこ、クラウドファンディングがアップされていましたが、二百数十万、そういう場合には、例えば交付金という扱いになるのか、それはどういう処理になるんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

クラウドファンディング事業につきましては、未来づくりカンパニーの自主事業ということですので、こちらの市の会計のほうには算入されるものではございません。

○宮嶋 謙委員

先ほど、4,500万の遊具付展望台でしょうか、今、歩崎公園の駐車場が日によって車が結構停まらないぐらい混雑する日がありますよね。また、遊具が設置されるとなると、駐車スペースが不足されることも予想されると思うんですが、駐車場の整備費用なんかはこの中入っておりますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

今回の費用の中には駐車場整備費用のほうは含まれてございません。

最近ですと、曜日によってということで、土曜日、日曜日は大変車、駐車場がにぎわっているというか満車の状態という日もあるようでございますので、歩崎観音下の市有地を駐車場に活用する案内をするとか、あとは森林公園、歴史博物館にある駐車場、そういったところを案内するような形で当面は対応をしたいというように考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

〔「ちょっと待った」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員

この都市産業部が終わると市長公室の政策経営課に移ると思いますので、市長に当委員会の出席を要請したいと思います。

○川村成二委員長

これは、議案第 19 号に対してということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

委員の皆様を確認させていただきます。

ただいま、矢口委員から、第 19 号議案に対して、市長の出席を要求する要求がございました。

このことに対して意見ございますか。

何もなければ、市長のほうへ、私から出席要請をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議上がっていません」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、私のほうから市長へ出席要請をさせていただきます。

質疑を終結しておりますので、そうですね。

続いて、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、政策経営課並びに都市産業部所管の審議に入ります。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 5 時 2 4 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5 時 2 5 分]

先ほど、発言しましたけれども、再度私のほうから。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算の審議を始めます。

政策経営課から資料の提出がされております。

先日の 3 月 12 日に引き続き、歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から説明を求めます。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

それでは政策経営課所管の新年度予算につきまして、政策経営課榎田課長からご説明を申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○政策経営課長（榎田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

先日の議案第 19 号の質疑の中で、提出資料が整いましたので、説明をさせていただきます。

複合交流拠点整備事業といたしまして、建設の概要平面図と整備イメージ図となりますパース図を提出させていただいております。

また、後ろに事業費の内訳ということで、26 億円の内訳を提出させていただいております。

ご提示が本日となりました理由といたしましては、建設予定地につきましては市の所有地ではなく、購入に向けて今後交渉を進めていく案件でございます。そういうこともありまして、慎重に進めていかねばならないと考えておりました。今般、相手方から市議会へご提示することへのご理解がいただけましたので、本日提出をさせていただいたものでございます。

なお、こちらにつきましては、今後、用地の取得に向けまして交渉を進めることとなっております

ので、取扱いにつきましては十分ご注意を、ご留意をお願いしたいと存じます。

なお、建設の概要平面図ではありますが、1ページでございます。

当初、購入予定を5,000平方メートルほどと考えておりました。その土地の中で建設できる建物の大きさを勘案したところ、1,500平方メートルほどとなったものでございます。その後、相手方へ土地の購入意向を示したところ、相手方からこの区で全筆約2万9000平方メートルほどあるんですが、3万平方メートル弱の土地の一体での売買の意向が示されてございます。

それを受けまして、市としましては、不足している都市公園の整備も以前から推進する考えでございましたので、今回の都市構造再編集中支援事業の中で整備を併せてしていくものとしたものでございます。

繰り返しになりますが、平面図におきましては、あくまでも概要平面図となります。今般、今後、建設面積の変更がある前提での平面図でございますのでご理解いただきたいと思います。

また、この整備予定地の購入を進める交渉を令和3年度に進めてまいりたいと考えてございます。今般、債務負担行為の設定の予算も併せて提案をさせていただいてございます。

一般会計予算でありますけれども、そちらの7ページでございます。

お聞きいただけますれば、そちらに第2表、債務負担行為という表があると思います。

こちらが一番上の表にあります複合交流拠点施設等用地取得費、期間は令和3年度から令和4年度までということで設定をさせていただいてございます。限度額といたしましては11億円としておりますが、これに令和4年度に実施する土地鑑定評価の結果に伴う増減額を加算した額とさせていただいてございます。こちらを令和3年度の一般会計予算に提案をさせていただいているものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

当初の土地購入面積が5,000平方メートルから2万9000平方メートルに変わったのはいつですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

土地の所有者のほうへ交渉に最初に行きましたのが10月1日でございます。その時点でお話をさせていただいたときにそのようなことをお受けいたしました。

○設楽健夫委員

もう少し、5,000平方メートルの話はいつからこの話が出てきて、そしてそれが2万9000平方メートルに変わったのがいつか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

5,000平方メートルという土地につきましては、令和2年度にこの所有、土地の取得を進めたいと思っておりました。ちょっと時期は今定かに覚えておりませんが、その中でこの土地の一部約5,000平方メートルについて購入を考えたというところでもあります。

その後、その土地の所有者に打診をしまして、10月1日にお会いしました時点で、向こうから2万9000平方メートルほど、全体の所有している土地を売買しても良いというような意向も示されたものでありますので、このような形での整備を考えたものでございます。

○設楽健夫委員

この平面図が出てきましたけれども、これはいつ作ったものなんですか。今の話ですと、5,000平方メートル時代に作られたものというふうに理解していいんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

11月に依頼をしまして、作成をしてもらっております。令和2年11月であります。

○設楽健夫委員

この図面は、経営企画となりますと総務委員会とか、そういうところには提出されているんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

総務委員会への提出はいたしておりません。この土地でありますけれども、用地交渉の前の段階でございます。現在、用地を購入する意向を示した時点で、相手方から全筆をお譲りするような形での向こうからの意向が示されております。通常ですと、用地の取得をしてから基本設計とかを入れまして、決まりました土地に対する次年度の設計、失礼しました、工事の詳細を総務委員会へ説明するというのが流れではあると思うんですが、現在はその前の段階での資料でございます。でありますので、所管の総務委員会への提出はまだ早いというふうに私どもでは考えておりました。ですので、提出はしてございません。

○設楽健夫委員

この予算で、調査、設計委託の予算が計上されておりますけれども、この計画については、都市再整備計画か、社会資本整備計画でしたか、そういう話で交付金申請がなされ、あるいは準備しているという話がありましたけれども、この令和2年11月に作成したという資料は、交付金申請書の書類としては使われているんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

交付金の申請といいますのは、都市構造再編集集中支援事業補助金の申請の書類であると思われまして、そちらの申請につきましては、都市整備のほうで整備をさせていただいているわけがございますけれども、こちらの図面につきましては、都市整備への提供はしていないように記憶しております。

○佐藤文雄委員

今、設楽委員が発言いろいろしていますが、これだけの大規模な内容が水面下で行われているというのは問題なんじゃないでしょうか。

私たち産業建設委員会では、立地適正化計画を審議をしたり、また、公の委員会なるものでも話をしているんですね。全くこの話は出ていないんですよ。手続上、問題なんじゃないですか。いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

複合交流拠点施設整備につきましては、図面は提出してございませんが、整備する内容につきましては総務委員会のほうへご報告はさせていただいております。

○佐藤文雄委員

この複合交流拠点施設などの問題については、立地適正化計画の中にも入っているんですよ、いや、つくりますよという。それで矢口委員は非常に喜んだと。でも、産業建設委員会には何にも報告ないんですよ。でも、これだけの立派な図面なるものが出ていますよ。

令和2年にこの500平方メートルを購入する、場所ももう既に同じ場所だと。5,000平方メートルか、5,000平方メートルともう場所も決まっていたわけでしょう、これ。相手側と交渉したら、10月1日に2万9000になったと。これ全部購入してくださいという要請があったと。そうしたら、今度は令和2年11月にこの図面を作る。図面作るだって簡単にできないでしょう、委託設計をしますよね。委託計上なんか、委託設計の話なんか全然ないですよ。令和2年の予算にも入っていませんよ、補正予算にも入っていませんよ。これ、どこからお金出したんですか。これ、財源はどこからなんですか。やっぱり手続上問題だと思いますよ、いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

まず、一番最初の産業建設委員会の説明につきましては、私のほうではちょっとお答えできませんので、答弁は控えさせていただきます。

それとあと5,000平方メートルの決定というのは、相手方の決定ではございませんので、こちらで5,000平方メートルの土地を購入したいというふうな考えをしたということでもあります。

また、この図面とパース図につきましては、令和2年度の企画費の委託費の中で支出をさせていただいてございます。

○古橋智樹委員

プロセスとか、財源とか、いろいろ言いたいことはあるんですけども、この図面、見せていただいたので伺いますけれども、これ、どう考えたって駐車場全然足りないですよ。この倍ぐらいの土地が必要だと思うんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、お示しをさせていただいております平面図、またパース図、整備完成予定図、こちらにつきましてはあくまでも現時点での見込みと伺いますか、まだ詳細設計、実施設計を進めていない段階の図面でございますので、最終決定をしているものではございません。

また、土地の所有者におきましても、本来でありますれば土地の所有者から用地を購入した後にきちっと整備をする図面等を作成すべきであります。現在まだ交渉前でございます。その点をご理解いただきたいと存じます。でありますので、概要図という形での提出をさせていただいているところでございます。

○矢口龍人委員

市長にお尋ねしますけれども、市長が選挙公約で市街化区域に複合施設をとというその思いで、今回これできたのかなと思うんですけども、市長の思うような施設ですか、これは。

ご答弁いただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

この複合交流拠点施設につきましては、そもそも今、矢口委員がお話されましたように、私の選挙公約と、市民の皆さんの様々なご意見を聞く中で、こういった施設を逆西地区の市街地地区の中心に、今回、中心ではないかもしれませんがもつくりたいかと、そういったことで考えたのが一番さきのきっかけです。

○矢口龍人委員

いや、この施設で市長は満足しておりますか。

○市長（坪井 透君）

まだざっくりとした案で、全くの構想のイメージ図でございまして、具体的には私どもも参加して調整しているわけではございません。そういった意味では様々な課題があるかと思っておりますので、今後、皆様方や市民の皆さんのご意見等もお伺いしながら、良いものをつくっていきたくと思っています。

○矢口龍人委員

市長、これ拝見すると、図書閲覧スペースが250平方メートルですよ。これ、私、一般質問でお話ししましたけれども、あそこ、神立地区5万人を対象にするような図書館じゃないと駄目ですよ。そういうのを市民は望んでいるんですよ。市長、さっき市民の声を聞いたようなこと言っていますけれども、こういう図書館欲しい、市民ホール欲しいというのはみんな思っていますよ。だけど具体的に、じゃ、どんな施設が欲しいんですかというのを市民に問うてくださいよ。じゃないと、これじゃ市民は満足し

ないし、市長は満足しているかもしれないけれども、市民は全く満足しないと思いますよ。

これ、市民ホールも400平方メートルでしょう。これ何人、例えば座って何か鑑賞するときに何人ぐらい入れるスペースなんですか、これ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、複合交流拠点として整備を進めております施設につきましては、下稲吉中学校区の地域的施設として分類をされております。

図書館につきましては、先ほど矢口委員からありましたように、図書館の本館としての整備というお声がありますけれども、現在はあじさい館内のかすみがうら市図書館を本館といたしまして、複合交流拠点施設の中には図書スペースを確保するというふうな予定で考えております。

また、市民ホールにつきましても、現在、市民会館のような整備をするという考えではございません。市民が集えるホール、市民ギャラリー的なものを考えてございますので、何人座れる、何を鑑賞するというようなことではなく、フラットな形でのホールというような形を考えてございます。また、期日前投票も使用可能なものというふうに考えているものでございます。また、それ以外に出張所の機能を導入すると、整備するというような考えでございます。

○矢口龍人委員

先ほど、ちょっと市長のお話にもありましたけれども、これ下稲吉中地区の中心じゃないんですよ、ここは、端っこ、すぐ裏は土浦市なんですよ。

古橋委員も、一般質問の中でお話ありましたけれども、今の働く女性の家からすれば、もう本当端っこなんですよ。もうそういう位置にもかかわらず、そこをとにかく強引に買い進めようとする、その中身が、多少遠くてもしっかりした施設ならいいですよ。やまゆり館の一回り大きいぐらいじゃないですか、これ。こんなもので市民が納得しますか。幾ら中学校区のための対応だといったって、これ、もう土浦市の市民も大勢利用しますよ、間違いなく。だからそういうことも見越して。

今日、一般質問でも合併の話もありましたけれども、もう神立コミュニティセンターみたいな2ついらんないんですよ。もっとしっかりしたものをどんとつくるべきであって、その辺のところを、私と考え方が違うのかなと思うんですけども、本当に市民が納得するようなものをぜひ、せっかくやるんだったらお願いしたいなというふうに思いますけれども、市長はどうですか。

○市長（坪井 透君）

施設は市民の皆さんのご要望、それから土地の条件、土地が買えるかどうか、それから財政、様々な要素がございまして、そういったものを勘案しながらよりよい施設にしていきたいと思っています。

○矢口龍人委員

あのね、スマートインターで20億かかるとかという話がありましたけれども、その20億をこの建築9億ですから、30億ぐらいにしてもらってそれをつくってください。それなら市民に喜ばれる施設になると思います。ぜひご検討ください。

○古橋智樹委員

提示してもらった青写真と平面図、これ違いますよね、同じなんですか。これがちょっと。

【「イメージが違うよな」と発言する者あり】

○政策経営課長（槌田浩幸君）

縮尺の関係で大きく見えているのかと思います。

今、市長から答弁いただきましたように、市民の声を聞きながら作成していくということでございますので、そのようなことでございます。

○古橋智樹委員

イメージということでひとまずは理解しますが、窓口はどうやったってここに移すということですが、その理由はもう立地適正化計画でここに行政窓口を移転しますということで、交付金なりのお約束をいただいちゃったから、もう変更できないんですということに理解してよろしいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

都市構造再編集中支援事業補助金につきましては、複合施設を建設するという内容で申請をしております。そのような内容とご質問の内容だと理解しております。

○宮嶋 謙委員

総務委員会のときにもお願いしましたが、今、お話ありましたように、土浦市の神立のお住まいの方にとっても至近の距離にあって、非常に利用しやすい位置にありますので、ぜひとも土浦市との共同事業でもっと立派な計画に練り直していくべきだと思うんですね。まだ、そういうお話を土浦市さんのほうにはされていないということでありましたので、事が動き出す前に土浦市との協議をしていただきたいと思いたいがいかなさうでしょう。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

土浦市との共同設置というお考えのご質問だと思われま。

土浦市につきましては、ご存知のとおり、神立コミュニティセンターを整備しております。

本市につきましては、あくまでも下稲吉中学校区の地域的施設として整備をするという基本原則で整備をするものであります。施設整備済みの市が、隣の私のほうの市に、本市に整備する施設に資金を出すということにつきましてどうかという考えもございますが、土浦市のほうにお話をするということは、今後、していきたいと考えてございます。

また、さっきお話にもありましたように、施設の共同利用、そちらにつきましてはお話させていただければと、相談をさせていただければと考えているところであります。

○宮嶋 謙委員

具体的に、必ず市長同士のお話とか、あるいは一部事務組合、既にある一部事務組合での議会の中で正式にお話をさせていただくか、いずれにしても市単独で話を一旦止めて協議をしていただきたい。

実際、この位置で平時のときに限らず災害時のときなどは、この公園に多くの土浦の方が逃げてくる可能性もあるわけですね。ふだんの利用者も土浦市の方のほうが多い可能性だってあるわけですが、この位置で考えますと。ということで、かすみがうら市単独でやる事業ではこれはありませんので、必ずや公式に手続を踏んで、土浦市にお話を持って行って協議をしてください。お約束いただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

土浦市のお話につきましてはお約束をすることはできませんけれども、この事業を止めるということにはできないと、私のほうは理解しております。

相手方の土地の所有者のお考えもありますし、こちらから令和3年度に用地の取得交渉を進めるという考えでございます。また、令和3年度に用地の取得交渉が進まなかった場合には、今後の整備計画全体への影響も波及するというふうに懸念するところも多ございますので、その整備の、共同整備の進捗状況に応じて、こちらの複合交流拠点施設整備のスケジュールを止めるということにはできないものと理解しております。

○宮嶋 謙委員

それは考え方が全く逆転しちゃっていると思うんですよ。つくりたい人のスケジュール優先というお話を今、したんですよ。それはおかしいと思うんです。

ここに住んでいる、この地域にいる住民にとって何が最善の施設かということを決めてからスケジュールを立てて実行していくというのが当たり前のやり方で、今、課長がおっしゃったように、スケジュールがもうあるから止められないと、そんな話では土浦市との交渉なんてうまくいくわけないと思いますよ。これ、令和3年度云々という話じゃないですよ。これが1年後になっても、2年後になっても、よりよいものをつくったほうがいいに決まっているじゃないですか。いかがでしょう。

〔「そうだ、そのとおり」と発言する者あり〕

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私、申しあげましたのは、用地の取得というものが最優先になるのではないかというふうに考えております。

土地が用意できなければ、その先の整備ができないものと私のほうは考えておりますので、用地の所有者の相手方との交渉を令和3年度に進めていかなければならないというそういう点で、整備を止めてという形での整備をストップさせることはできないものと理解しているというふうに発言をさせていただいております。

○宮嶋 謙委員

土地があるから建物を建てるんじゃないなくて、必要な建物がこれで、したがってこの建物を建てる、施設を建てるにはこれだけの土地が必要だというのが普通の考えじゃないんですか。ここ空いているから先にお買いになって、あとはみんなで考えながら建てましょうと、そんな事業はないと思いますよ。いかがでしょう。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

この地区に必要とされている施設を建てたいというのが、1つの考えがございます。

また、この下稲吉地区の中で市の所有している適地というものがございません。複合交流施設と防災公園と、考えられるのは都市公園、一緒に整備するという考えた場合に、この土地が一番の最適地というふうに考えでございます。でありますので、その交渉をする上で、11億円プラス令和4年度の鑑定評価の増減額とした債務負担行為を設定をさせていただいて、その予算を可決いただいた後に用地の交渉を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○古橋智樹委員

委員長、取りあえず書類は提示いただいたので、また別時にこの件論議いただいて、先に進めていただきたいんですが。

○川村成二委員長

本件については、今、平行線ですので、この先に持っていっても同じことになるというふうに私は判断しますので、ここで暫時休憩して、市長及び副市長、総務部長、それに担当課長で答弁の整理をさせていただいて、ここで方向性の整理をしていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、暫時休憩いたします。 [午後 5時56分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時57分]

令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、都市産業部の所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、都市整備課、大久保課長よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（大久保昌明君）

それでは、ご説明いたします。

まず、歳入のほうからご説明いたします。

予算書 18 ページをお願いいたします。

予算科目 15 款 2 項 5 目 1 節都市構造再編集中支援事業費補助金 6026 万 6000 円でございます。こちらの補助金につきましては、2 月 10 日の全員協議会で説明をさせていただきました、神立駅周辺の市の中心市街地地区での実施に係ります都市再生整備計画に計上しました 5 つの事業に係る補助金でございます。補助率が 2 分の 1 となっております。

続きまして、予算書 19 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 8 目 1 項住宅・建築物耐震改修事業補助金 25 万円でございます。こちらの補助金は、地震被害の軽減を図るため、市内の危険ブロック塀等の撤去費用を補助するものでございまして、補助率は 2 分の 1 となっております。

続きまして、21 ページをお願いいたします。

16 款 2 項 6 目 1 節都市計画基礎調査交付金 270 万円でございます。都市計画法に基づき行うものでございまして、土地利用の現況を調査し、都市政策の企画立案と、都市計画の運用に資する調査になります。補助金としまして、補助率は 2 分の 1 になります。

次の、茨城県木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業費補助金 12 万 5000 円。先ほど、国からの補助金のところでも説明させていただきました、地震被害の軽減を図るための危険ブロックの撤去に係る補助金でございまして、国の補助 2 分の 1 に、県の補助 4 分の 1 が上乗せされるものでございます。その県の分でございます。

続きまして、歳出のほうの説明に移らせていただきます。

予算書は 96 ページを、概算説明書につきましては 68 ページをお願いいたします。

予算科目 8 款 4 項 1 目 04 事業、都市計画調整事業（政策）分でございます。金額 3146 万 6000 円の計上でございます。

主な内容といたしまして、歳入のところでもご説明させていただきましたけれども、12 節の委託料、都市計画基礎調査業務委託 553 万 3000 円。都市計画法に基づきまして、おおむね 5 年ごとに実施する調査を業務委託するものとなります。土地利用の現況、市街地整備の状況を調査しまして、その動向を把握する内容となります。

同じく、12 節区域指定危険箇所除外業務委託 443 万 3000 円。都市計画法の改正によりまして、調整区域内に位置します区域指定、そのエリアから災害レッドゾーン、災害の危険区域になりますけれども、さらに洪水ハザードエリア等を除外する必要があるため、係る業務を委託するものでございます。

続きまして、18 節危険ブロック塀等撤去補助金 50 万円。避難路に面する危険、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を行う費用の一部を補助するものでございます。歳入の国 2 分の 1、県 4 分の 1 に、さらに市の分 4 分の 1 を上乗せして 50 万円を市補助金として支出する内容となっております。

同じく、18 節住まいるマイホーム応援補助金 2,100 万円でございます。こちらにつきましては、別途

に資料を提出させていただいております。

かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金という縦型のA4版1枚の資料をご覧くださいと思います。

人口減少下におけます持続可能なまちづくりの一環といたしまして、定住と住宅環境の向上を目的に、市内在住者に対しまして新築住宅の費用の一部を補助するものとなります。

主な内容といたしましては、資料の下のほうになります、補助金額の欄になりますけれども、補助金につきまして、加算方式で考えております。

最初に、補助の基本額として20万円、こちらにつきましては都市計画区域に関係なく市内全域を対象とするものでございます。

2つ目としまして、立地適正化計画に基づく居住誘導区域、こちらに建設の場合には20万円を加算するとしております。

さらに、3つ目といたしまして、バリアフリーであったりとか、あるいは耐震、省エネルギー等に優れた住宅を一般的に長期優良住宅と言っているんですけれども、そちらの建物を建てた場合、住宅の環境がよくなるという、長期に使えるということに主眼を置きまして、こちらの建物についても20万円の加算を想定しております。こちらにつきましても、都市計画区域内に関係なく、市内全域を対象に補助をする内容となっております。

なお、予算額につきましては、令和元年度の市内の方が建物を建てた、新築した実績を踏まえまして、予算を算定している状況でございます。

続きまして、予算書97ページをお願いします。

さらに、概要説明書69ページになります。

続けさせていただきます。

8款4項1目09事業、神立駅周辺整備事業（政策）分、1億9305万8000円でございます。

最初に、12節神立停車場線自転車マーク設置設計積算業務委託200万円でございます。こちらにつきましては、神立停車場線の路面に自転車通行帯の標示をする事業となります。標示は延長約1,500メートルの路面の両側への標示になります。令和3年度に設計業務を予定しております。

続きまして、同じく12節神立駅東口歩行者専用道路整備委託6,413万円でございます。神立駅東口の高浜側になりますけれども、線路沿いに歩行者専用道路を整備しまして、駅の利用者の歩きやすい環境を整備する内容となります。

具体的には、舗装工事、さらに照明施設整備、フェンス工事が含まれた内容となっております。

また、工事につきましては、現場が鉄道敷の脇であること、さらに踏切近辺、これはせき食堂の前にありますけれども、踏切近辺の施設の移設等があることから、安全性を確保するため、JRに業務の委託を予定しております。

続きまして、18節土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金1億2692万8000円でございます。こちらにつきましても、別途資料を提出させていただいております。

資料のほうで説明をさせていただきます。

提出させていただきました資料、令和3年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合事業費予算計算書になります。

こちらの表、左から事業名、総額、国費、県費、その他の負担金、両市の負担額の合計、両市の負担額の順で記載されております。

負担金の内訳でございますが、1番として、事務費687万2000円、2番としまして、人件費4,470万

円、3番としまして、都市再生区画整理事業の補助分が2億3800万円、さらに単独分1億3011万1000円の構成となっております。

それらの総計は、一番下の欄になりますが、4億1968万3000円でございます。

両市の負担金につきましては、総額で3億2055万3000円となりまして、負担内訳は土浦市が1億9362万5000円、かすみがうら市が1億2692万8000円となります。

前年と比較いたしまして、総額で1億8140万7000円、36.1%の減、かすみがうら市のみでは7,239万円、36.3%の減となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

○設楽健夫委員

先ほども中間処理施設の話をしていただきましたけれども、もう1年半ぐらいにわたって、あそこに中間処理施設がアパートの脇にあるんです。この前もその近辺の住民の方から、JRの方もあそこへ来て、これどうするんだという話が出ていますけれども、この専用道路を造って、専用道路に接するところですので、今、動いているのは県南事務所の環境・保安課が動いていますけれども、そろそろもう警察対応も考えているというところまで来ているんです。その辺はこれ以降工事を進めていくときにJR、あるいは土浦市、一部事務組合との話にもなっていくと思いますけれども、かすみがうら市の行政区域内にあるところですので、その残渣をどういうふうに撤去するのかというところまで来ていますけれども、その辺も含めて、この点についてはやはりかすみがうら市のほうも県南事務所、環境・保安課と連動しながら対応していく必要があるというふうに思うんですけれども、この点についてはご存知でしょうか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

ご指摘の廃棄物があるということは承知しております。

ただ、あそこを専用道路に接する、接するというか、面的には接する形にはなりますけれども、あくまでも私有地でございますので、対応に当たっては役所内の担当部門と必要な対応はしていきたいと思っております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、令和3年度の農林水産課所管の予算についてご説明させていただきます。

初めに、歳入です。

増減の大きな予算についてのみ説明をさせていただきます。

予算書21ページになります。

16款2項4目1節農業費補助金で、上から2段目になりますが、県単土地改良事業補助金ですが、来年度、中志筑にあります間沢池ため池整備としまして護岸工事を計画してまして、設計委託費及び工

事費の補助金となります。補助率は2分の1です。

次に、5段目の農業次世代人材投資資金経営開始型補助金ですが、新規就農者の方を支援する事業となっていて、前年比で675万円増額をしています。

次に、一番下になりますが、産地生産基盤パワーアップ事業補助金ですが、市内のサツマイモを生産している2つの事業者が、それぞれ施設整備と機械購入を予定しています。1つの事業者の方は、キアリング貯蔵庫の建築、もう一つの事業者の方は、育苗用パイプハウスと掘取機及びトラクター用アタッチメントの購入ですが、それに充てる補助金となっていて、補助率は2分の1です。

次に、歳出ですが、政策事業の増減の大きな予算のみ説明させていただきます。

予算書は82ページになります。概要説明書は70ページです。

6款1項3目06園芸振興事業（政策）ですが、前年比で162万円増加していますが、こちらはJA水郷つくば千代田巨峰部会から雨よけ施設の設置補助要望がありましたので、予算計上をさせていただきます。

次に、予算書82ページから83ページ、概要説明書の71ページになりますが、08有害鳥獣対策事業（政策）ですが、前年比で404万8000円増加しています。

イノシシの有害捕獲事業委託と、猟期中の捕獲予定頭数を合わせて90頭増やして320頭としまして、捕獲謝礼金を1万2000円から1万4000円へ増額をしています。

また、有害鳥獣捕獲事業委託を千代田地区でカラスを1回増やし年2回、霞ヶ浦地区でイノシシを1回増やし年3回にしています。

また、今年度、要望の多かった農地への鳥獣の侵入防止をするための電気柵等を設置する鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金を120万円増額しています。

次に、概要説明書72ページになりますが、10農業振興事業（政策）ですが、前年比で121万円増加していますが、7月の臨時議会の補正予算でご承認をいただきました、学校給食への地元農産物を提供する事業を引き続き実施をしたいと考えています。

次に、予算書84ページ、概要説明書は74ページになりますが、4目03畜産振興事業（政策）ですが、前年比で146万7000円増加していますが、令和2年第4回定例会の補正予算でご承認をいただきましたCSF、豚熱のワクチン接種の助成を引き続き実施していきたいと考えています。

次に、予算書の85ページ、概要説明書は76ページになりますが、8目03土地改良整備支援事業（政策）ですが、前年比で200万円増加をしています。田伏、中台水利組合から揚水用ポンプ交換の補助要望がありましたので予算計上をしています。

次に、予算書85ページから86ページ、概要説明書の78ページになりますが、07国営造成施設管理体制整備事業（政策）ですが、前年比で150万円減額となっています。霞ヶ浦土地改良区の管理費の補助をしていまして、今年度補助額を増額したところ、かすみがうら市土地改良連絡協議会を構成していますほかの土地改良区の負担金が増加をしてしまうので、例年どおりに戻してほしいと要望をいただきましたので、来年度予算は減額をするものです。

次に、概要説明書の79ページの2項1目03林業振興事業（政策）ですが、前年比で400万円減額となっています。これは県単林道事業が完了したためです。

次に、予算書87ページ、概要説明書は80ページになりますが、3項1目03水産振興事業（政策）で、前年比で1400万6000円増額となっています。来年度、柏崎船溜と小津船溜の樋門ゲートが機能をしていないことから修繕工事を計画していますので、設計委託費及び工事費を予算計上させていただきました。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、観光課の所管する令和3年度当初予算の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、当課の歳入といたしましては、行政財産に設置している自動販売機などの使用料、改善センター、あゆみ庵などの施設への使用料、それから活性化センター生産物直売所からの納付金などが主なものでございますが、実績に基づきまして算出して計上してございますので、比較しまして大きな増減はありませんで、前年度額程度の計上となっております。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

増減の大きい事項についての説明とさせていただきます。

当課のほうで所管する事業といたしましては、政策事業に係る概要説明書の81ページから90ページとなっております。

まず、81ページのほうをお願いいたします。

予算書のほうが89ページから92ページまでとなっております。

説明のほうは、概要説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

概要説明書の81ページになります。地域活性化DMO推進事業（政策）でございます。当該事業、前年度当初予算計上と比較いたしまして226万4000円の減額となっております。

減額となりました主たる要因といたしましては、令和2年度、今年度実施しましたアクションプラン、プロモーション事業委託、こちらが完了したことによるものでございます。

次に、概要説明書の83ページのほうをお願いいたします。

観光PR推進事業（政策）でございます。こちらの事業につきましては、前年度予算計上額と比較しまして125万4000円の減額となっております。こちらの減額の要因といたしましては、観光帆引き船PR推進業務委託ということで、観光帆引き船の操業準備から片づけまでのプロモーション映像を制作していた事業が、こちらが完了いたしますので、その分が減額となっているものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

観光交流推進事業でございます。前年当初予算と比較いたしまして1234万3000円の減額となっております。こちら、減額となりました要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や収束の見通しが現在立たないという状況にあるため、不特定多数の方が同じ場所に集まるイベントということで、防止対策がちょっと難しいということもございますので、あゆみ祭り及びかすみがうら祭の開催を休止をいたしまして、そのことに伴い減額となるものでございます。

また、この休止に伴いまして、暫定的な措置ということでございますが、ポストコロナに対応するようなイベントとしての開催を、若干のイベント開催のほうは予定をしております。あゆみ祭りに代わる暫定的なものとして、歩崎周辺でカヌーの大会、サップの大会、それからスタンプラリー等々を考えてございます。また、秋にかすみがうら祭を実施しておりましたが、こちらは秋のイベントといたしまして、ハイキング等の実施をしようというものでございます。

これらにつきましては、ポストコロナに対応したということで、人数であるとか、3密対策であるとか、そういった防止対策が取れる形を十分検討しまして、実施を計画していきたいと考えております。

また、それに併せまして、イベント参加の際に参加者名簿等々ございます。茨城県ではアマビエちゃん登録というものもございますけれども、これらを連動させて登録できるようなプログラムの構築も併せて行いたいと考えております。

次に、概要書の86ページのほうをお願いいたします。

交流センター管理運営事業でございます。前年比較で1329万3000円の増額となっております。こちらの増額につきましては、古民家江口屋、こちらの園地整備を実施することによるものでございます。江口屋の裏庭について、田舎の裏庭という形で整備を予定しております。こちらの事業につきましては、防衛省所管の再編交付金、こちらを活用したいと考えているところでございます。

次に、87ページをお願いいたします。

観光サイクリング事業（政策）でございます。

前年度と比較いたしまして155万3000円の増額となっております。こちらの増額の要因といたしましては、歩崎地区、それから雪入地区における移動ツールということで、歩崎地区のほうには未来づくりカンパニーのほうでレンタサイクルというものがございますが、実施をしていく中で、やはり雪入地区にも今後サイクリングなり、移動のツールとして自転車のほうを設置していけないかなということで、雪入地区、それから歩崎地区におきましても、スポーツタイプの電動バイクであるとか、ロードバイクというような要望も多々あるということですので、それらの自転車の借上げを行うということで、それらの経費を計上いたしまして増額となっております。

また、サイクリングに関連するイベントといたしまして、やはり新型コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして、かすみがうらエンデューロ、レイクサイドフェスティバル、霞ヶ浦まるごとグルメフェス、こういったイベントについては来年度も開催のほうを見送るということといたしますが、防止対策可能なイベントといたしまして、通年型でアプリを活用して、グループなり個人が気軽に参加できるような形のプログラムということでの開催を予定をしております。

次に、90ページをお願いいたします。

改善センター管理運営事業でございます。こちらは、新規に399万3000円を計上させていただいております。こちらの事業につきましては、歩崎地域における宿泊機能も含めまして、改善センター、こちらの利活用に向けて基本的な調査を行うというもので計上したものでございます。

調査の内容につきましては、現状の課題、これらの分析、それから、この地域における宿泊施設のニーズの調査、マーケティングの調査及び運営手法について、そういった施設の運営、直営、指定管理制度などを含めまして、運営手法の調査を含めて調査を行いたいというようなものでございます。

また、施設の機能調査や当該施設が避難所としての指定もあるということ、それから施設自体が相当期間経過しているということもございますので、そういった調査も含めて行う予定となっております。

○川村成二委員長

それでは、以上で、説明が終わりました。

観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

説明書の85ページ、雪入ふれあいの里公園管理運営事業がございましたね。その次のページには、交流センター管理運営事業という形でここでも委託料が2795万5000円、先ほどの雪入は2133万7000円とありますね。

それで、成果目標のところは、雪入のふれあいの里公園のところは、講座受講者数が 300、これだけなんです。その次のページの交流センターのほうについては、サイクリングによる交流人口の増加 1,200、地域物産の販売額の増加ということで 2,853 万というふうな形になりますけれども、これ、観光事業として、雪入のほうの交流人口の拡大ということで、霞ヶ浦地区ももう 8 年から 10 年ぐらい前に、交流人口の拡大ということでその調査が行われて、観光課の方が中心になってつくられたと思いますけれども、雪入のほうも、あと閑居山といますか、志筑のほうも含めて、ここの交流人口の拡大ということについては、具体的なやはり目標を定めて、そして事業を展開していくということがもう必要になってきているのではないかと。

観光課としても、この山、湖山じゃないですけども、山と海で、川で、雪入ふれあいの里公園の交流人口、どのぐらいあるのか私分かりませんが、それとあと歩崎のほうの交流センター、歩崎地区の交流人口、こういうものの比較もして、やはり湖山ですから、川と山といますか、その基本的な内容を比較をしながら、全体として観光事業を展開していくということをちょっと整理していく必要があるのではないかなというふうに思うんです。目標がちょっとあまりも、何というんですか、ベースが違っていると。

○観光課長（貝塚裕行君）

成果目標のほうは、ちょっと雪入ふれあいの里と交流センターのほうで目標の設定方法が違っているというところがございます。

雪入ふれあいの里公園につきましては、先ほど説明させていただいた自然環境整備交付金、こちらを使いながら何年か環境整備をやってきたわけですけども、こちらの活用も含めまして、今後、雪入ふれあいの里公園、三ツ石森林公園含めまして、あの地域をどういう形で有効活用できるのかは検討を進めてまいりたいと思います。

○設楽健夫委員

サイクリング事業も、つくば北条辺りですと、山麓を利用して、結構利用する人が非常に多いんです。ですから、このサイクリング事業の中でも湖畔と、あと成沢辺りの山桜だとか含めて、そういうものをやはり両方同じように見ながらバランスを取って、ここでもやはりそういう数字も含めて全体として見ていくという方向性を取っていく必要があるというふうに思うんですけども。

○観光課長（貝塚裕行君）

サイクリング事業につきましては、これまでナショナルサイクルルートである、つくば霞ヶ浦りんりんロード、それからそちらを起点といたしまして市内各地を巡るプログラム、そういったものを実施してきております。

来年度につきましては、新たにルート作成ということで、雪入周辺、こちらのルートを新たに、ルートの経営、ルート構築を検討いたしまして、そちらもサイクリングのほうの活用を進めていきたいということで、来年度は考えているところでございます。

○設楽健夫委員

環境改善センターの管理運営事業で、今年、利活用基本調査業務委託ということで、これは 399 万 3000 円が計上されていますね。これは、その環境からすると非常に大切な事業だというふうに思っています。ただ、平成 29 年度で農村環境改善センター管理運営事業ということで、農村環境改善センター改修設計等委託ということで 700 万が計上されていたんですね。これがどういう理由でなくなってしまったのか。そして、この設計委託に至るまでの調査の試算というのはまだ残って、それは活用されているのかどうか、お願いします。

○観光課長（貝塚裕行君）

当時、調査設計業務として予算を計上したという経過がございますけれども、そちらにつきましては、その際に予算計上後、設計の検討を進めていく中で、やはり運営手法、そういったものの検討も必要だろうということで、先ほども説明させていただきましたが、直営方式、それから指定管理方式、様々な方式がありますが、そこであの施設を有効に活用するためにはそういった運営手法の検討も必要だろうということで、一旦設計費用のほうを取り下げたというか、減額をさせていただいたことがございます。

今回、その当時、設計に当たっての基本的な考え方を整理したものはございますけれども、その後、この改善センターという施設が避難所という指定もございます。それから新型コロナの発生という状況の変化もございますので、これまでの形の、例えばスポーツの団体の子どもたちがああいう大広間に雑魚寝のスタイルもいいのか、そういった状況の変化もございますので、過去のそういった検討した経過も踏まえながら、今の状況に合った形で再度調査のほうに、仕様に含めて検討はしていきたいというふうに考えております。

○設楽健夫委員

霞ヶ浦の宿泊施設と同じように、雪入のほうの小学校も休校になりますけれども、やはりバランスを取って、この点においても取組をちょっと整理していただきたいなというふうに。

○観光課長（貝塚裕行君）

湖山の宝ということで、湖と山ということでございますので、双方がそれぞれ地域の持った特性を生かしながら観光利活用できるように検討を進めてまいりたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、観光課に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

政策経営課の答弁調整が長引いておりますので、この案件につきましては明日以降の委員会に持ち越しをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、着席してください。まだです。

それではこれをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会は、明日3月16日午後1時30分より、本会議場で引き続き審査を行います。ご苦労さまでした。

散 会 午後 6時35分